

第1節 避難行動計画

(防災統括室等)

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難指示等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

第1 避難指示等の発令

1 実施責任者

災害時の避難指示等の実施責任者は次のとおりである。

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
市町村長	災害が発生するおそれがあるとき や、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法 第56条第2項	災害全般
市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法 第60条第1項、 第2項	災害全般
市町村長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法 第60条第3項	災害全般
知事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法 第60条第6項	災害全般
警察官	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項	災害全般

(2) その他の法令による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法 第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法 第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

2 避難指示等の発令

市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、県は市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

災害の種類によって以下の事項に留意する。

- ・水害

被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。

- ・土砂災害

受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。

県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を市町村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、市町村から避難指示等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようにする。

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の内容

避難指示等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努めるものとする。

- ① 避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難経路
- ④ 避難の理由
- ⑤ 避難時の注意事項
- ⑥ その他必要事項

(2) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達

① 避難指示等が発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、SNS、Lアラート等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。

② 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等

を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。

- ③ 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- ④ 伝達の際は、要配慮者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。
- ⑤ 市町村長は、避難指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成し、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫する、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。
- ⑥ 避難指示等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を恐れず、判断基準に基づき避難指示等を発令する。
- ⑦ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難指示等を発令する等、臨機応変に対応する。
- ⑧ 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- ⑨ 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

3 報告等

- (1) 市町村長は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や緊急安全確保措置の指示を行い、その旨を市町村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- ① 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
- ② 発令時刻
- ③ 対象地域
- ④ 対象世帯数及び人員
- ⑤ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

- (2) 県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第2 住民に求める避難行動

1 土砂災害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- (2) 土砂災害時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。
- (5) 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。
- (6) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (7) 土砂災害警戒区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

2 水害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- (2) 洪水・内水氾濫時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。
- (5) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (6) 浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

第3 警戒区域の設定

1 実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

なお、知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、大36条	水害を除く 災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員 又は 消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、大36条	水害を除く 災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害

2 警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そ

ここで、市町村長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、市町村と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

（２）周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

（３）警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には市町村長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、市町村職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

（４）警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第４ 広域避難

市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について、市町村からの求めに応じて助言を行うとともに、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第2節 避難生活計画

(防災統括室等)

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。県及び市町村は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

第1 避難所の設置

1 避難所の開設

市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。その際、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市町村の職員を避難所に派遣する。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

2 避難所の追加開設

市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。

追加開設をした避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。

3 民間の施設の利用

県及び市町村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、県は、市町村からの要請により、要配慮者等に対し多様な避難場所を確保するため、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生

活衛生同業組合に対して、協力可能な施設の情報提供を要請し、その情報を市町村に提供することにより、要配慮者の受入れにつなげる。

4 避難所が不足した場合の対応

2及び3の対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

第2 県への報告

市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等の次の事項を適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努めるものとする。

- 1 避難所開設の日時及び場所
- 2 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第3 避難所の運営

1 留意事項

市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。

なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。

県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) 避難所の運営における女性の参画
- (3) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮
- (4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ
- (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策
- (7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ

2 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

- ① 避難所建物の設備の点検
電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。
- ② 広報
避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。
- ③ 避難者の受入、名簿作成
避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

④ 感染症対策

市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(2) 展開期

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

① 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。

② 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

③ 要配慮者に関すること

(ア)避難所内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の避難支援プラン個別計画を用いて要配慮者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(イ)視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

④ 衛生に関すること

(ア)仮設トイレの速やかな設置に努める。

(イ)食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ウ)保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

(エ)ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

⑤ その他

(ア)医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

(イ)女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。

また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- (ウ)暑さ寒さ対策に努める。
- (エ)被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

(3) 安定期

安定期とは、災害発生後3週間程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

① 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

② 要配慮者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

③ 衛生に関すること

(ア)食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ)保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

3 県の取り組み

県は、ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

第4 在宅被災者等への支援

市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために市町村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努める。

第5 車中泊者への対応

市町村は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策(エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など)

- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等(車中泊者等の避難者名簿への登録)
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第6 広域一時滞在

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

第3節 帰宅困難者対策計画

(防災統括室、観光局)

大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

県は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

2 企業等における対応

県は、企業等に対し、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

3 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

施設の安全が確認できない場合は、一時退避場所等の案内等を行う。

第2 駅周辺等における滞留者対策

1 駅周辺等における混乱防止

地域の行動ルールに基づき、駅周辺等において発生した多数の滞留者の混乱を防ぐため、駅前滞留者対策協議会の参加者や市町村が中心になって、市町村の災害対策本部と連携し、情報連絡体制を構築し、滞留者を一時退避場所等へ誘導する。

2 一時退避場所や一時滞在施設の開設・運営

駅前滞留者対策協議会や市町村は、あらかじめ指定した一時退避場所において、一時滞在施設の開設に関する情報の発信や、道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込みの情報発信を行う。

また、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第3 帰宅困難者への支援

1 災害時帰宅支援ステーション事業協定締結企業等に対する協力要請

県は、災害発生後、災害時帰宅支援ステーション事業の協定を締結している事業者に対し、支援ステーションとしての協力を依頼する。

2 道路・鉄道等の情報共有

県は、関西広域連合、隣接府県、交通事業者と連携して、主要幹線道路や公共交通機関の運行情報等の共有に努める。

3 代替輸送

県は、関西広域連合や隣接府県と連携して、自力での帰宅が困難な方に対して、道路啓開等により道路の確保がなされた後に鉄道の代替としてバス等による輸送ができるよう、道路管理者や鉄道・バス事業者などの関係機関と情報伝達や運行調整等に努める。

4 徒歩帰宅支援

県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。

また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI（ナビ）」の活用について周知を図る。

第4 観光客等への支援対策

県は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として開設・運営する奈良市の支援を行う。

また、奈良市の外国人専用福祉避難所が開設される前であっても、必要に応じて奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）に一時避難所を開設するなど、外国人観光客等の受入体制の充実・強化に努める。

第4節 要配慮者の支援計画

(防災統括室、福祉医療部)

市町村においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「災害時要援護者避難支援のための手引き」等に基づき、市町村の防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

第1 要配慮者への支援

1 情報伝達、避難誘導等

市町村において、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

さらに、聴覚障害者に対しては、県聴覚障害者支援センター、県庁及び一部の市町村に設置している手話通訳用タブレットを活用し、災害時の情報提供や避難誘導等ができるよう遠隔手話通訳サービスの提供に努める。

特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

2 避難所到着後の対応

県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。併せて、個々の事情により、その地域において在宅において避難生活を送っている者も支援の対象とする。

市町村は、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

市町村は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

3 医療等の体制

県は、市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

また、奈良県災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、災害時には、県と奈良県社会福祉協議会が共同で奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の派遣調整を行い、避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。

4 生活用品・食料等の確保

市町村は、乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品を現物備蓄するなど、供給できるように配慮する。

また、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

5 福祉機器等の確保

市町村は、要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

6 応急仮設住宅

災害により住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策は、おおむね次により行う。

（1）県は、応急仮設住宅を建設する際、その配置計画、建物構造及び付帯設備は次の事項に留意する。

- ① 住宅の連戸数及び住棟の配置は、住戸間の遮音やコミュニティ確保に配慮した計画とする。また、必要により集会所を設置する。
- ② 従前居住地のコミュニティに配慮した住宅配置とする。
- ③ 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等
- ④ 低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等
- ⑤ 寒冷地仕様など地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置

（2）市町村は、応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

- ① 高齢者や障害者等の優先入居
- ② 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- ③ 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

（詳細については「第3章第5節 住宅応急対策計画」参照）

7 外国人多言語支援体制

県は、災害時には、外国人の被災状況等により「災害時多言語支援センター」を設置し、運営を行う。

「災害時多言語支援センター」においては、事前に登録した「災害時通訳・翻訳ボランティア」の協力を得ながら、多言語での外国人の相談対応や、災害情報等の多言語での発信などを行い、必要に応じてボランティア等の派遣も検討する。

第5節 住宅応急対策計画

(地域デザイン推進局)

大規模災害等により避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借上げ住宅等の確保・供給計画を示す。

第1 趣旨

災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する（市町村の要請を受けて実施）。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。

（詳細については「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）

応急仮設住宅の供給においては、地域の既存住宅ストックの状況と避難者の状況やコミュニティの確保等を勘案したうえで、相談体制の整備、応急修理の推進、公営住宅等の一時提供及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供により、既存住宅ストックの活用による応急的な住まいを早期に確保する。なお、避難者の状況等から勘案し、既存住宅ストックの活用が困難な場合は、応急仮設住宅の建設を速やかに行い、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第2 応急仮設住宅の確保

1 応急仮設住宅の設置主体

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合、広域的な協定やあらかじめ協定している一般社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」等に基づき、応急仮設住宅を建設する。

また、木造応急仮設住宅及び「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。

なお、災害救助法が適用されない場合において、市町村が応急仮設住宅を設置する場合は、必要に応じて県が支援する。

（資料編「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」参照）

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置

（1）建設場所等

応急仮設住宅の建設場所は、市町村が県と協議の上確保するものとし、県は、原則として、市町村からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について一般社団法人プレハブ建築協会と調整を行う。この際、大規模災害時等は行政区域を越えた避難が発生する可能性も踏まえ、県は必要に応じて近隣の市町村に対して建設場所の確保を要請できるものとする。

（2）入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として、県が市町村に委任して選定

する。ただし、広域避難に対応する場合には、県が被災市町村の協力を得ながら実施するものとする。

選定にあたっては、高齢者や障害者等の優先的に入居が必要な者に対する配慮を行うこととする。

第3 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号）に基づき応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

なお、災害救助法が適用されない場合は、市町村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

また市町村は、適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

第4 公営住宅の特例使用

県及び市町村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。

第5 関係団体等との連携による民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅の紹介

県は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅等の空家等利用可能な既存住宅を応急借上げ住宅として紹介に努める。

第6節 活動体制計画

(防災統括室等)

県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備する。

また、台風接近時等、災害が発生するおそれのある時は、災害対策本部の前段階として災害警戒本部を設置し、警戒に当たることとする。

特に大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、災害時緊急連絡員を対象市町村に派遣し、迅速・的確な情報収集に努める。

第1 防災組織計画

県、市町村は、大規模災害発生時には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

【災害対策系統図】

```
graph TD
    National[中央防災会議  
非常災害対策本部等  
内閣総理大臣]
    PrefGov[Nara Prefecture Government  
奈良県知事  
奈良県災害対策本部  
奈良県水防協議会]
    Municipal[Municipalities  
市町村長  
災害対策本部]
    Fire[Fire and Water Defense Agencies  
消防機関  
又は水防団]
    Police[Police  
警察官]
    Residents[Disaster-stricken Residents  
被災住民]
    DesignatedPublic[Designated Public Agencies  
指定公共機関及び指定地方公共機関  
災害対策本部]
    DesignatedAdmin[Designated Administrative Agencies  
指定行政機関  
災害対策本部]
    DesignatedLocalAdmin[Designated Local Administrative Agencies  
指定地方行政機関  
災害対策本部]
    OtherPref[Other Prefectures  
他都道府県]
    OtherMunicipal[Other Municipalities  
他市町村]

    National -- "指示 28条" --> PrefGov
    National -- "指示 28条" --> DesignatedPublic
    National -- "指示 28条" --> DesignatedAdmin
    National -- "指示 28条" --> DesignatedLocalAdmin
    National -- "指示 28条" --> OtherPref
    National -- "指示 28条" --> OtherMunicipal

    PrefGov -- "指示 72条" --> Municipal
    PrefGov -. "応援要求 68条" .-> OtherMunicipal
    PrefGov -- "従事命令 応急措置 71条" --> Residents
    PrefGov -- "応援要求 68条" --> PrefGov

    Municipal -- "出動命令 58条" --> Fire
    Municipal -- "避難指示 60条" --> Fire
    Municipal -- "避難指示 61条" --> Fire
    Municipal -- "避難指示 61条" --> Police
    Municipal -- "応急措置準備要請 58条" --> PrefGov
    Municipal -- "応援要求 67条" --> OtherMunicipal

    Fire -- "避難指示 60条" --> Residents
    Police -- "避難指示 61条" --> Residents
```

※条番号はすべて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の条文を表す。

第2 県の活動体制

1 奈良県水害・土砂災害等警戒体制

災害対策本部設置以前の段階として、気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とするときは、水害・土砂災害等警戒体制を敷き、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。ただし、水防関係の体制については、県水防計画の定めるところによる。

（詳細については、「本節第3 水害・土砂災害等警戒体制」参照）

2 奈良県災害対策本部体制

奈良県災害対策本部体制は、知事が必要と認めた場合に、水防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動すべてを包括し、災害対策を行う組織であり、知事を本部長とし、奈良県・奈良県教育委員会及び奈良県警察本部を統括する。

なお、台風接近等による大雨などの場合、災害対策本部設置の前段階として、危機管理監は、災害警戒本部を設置する。

また、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合などに発表される「特別警報」が発表された場合には、災害対策本部（または災害警戒本部）を設置し、全庁的な応急対策を行う。

（詳細については、「本節第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等」参照）

3 奈良県水防本部

奈良県水防本部は、県の地域における水防を統括するため、水防計画に基づき設置される機構であるが、奈良県災害対策本部が設置されたときは、同本部に包括される。

4 奈良県防災会議

奈良県防災会議は、知事を会長として法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては本県における防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、本県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整並びに市町村防災会議に意見を述べ、又は勧告することを任務とする。

第3 水害・土砂災害等警戒体制

1 配備の基準

（1）警戒配備

- ① 暴風、大雨、洪水または大雪その他の警報が発表されたとき
- ② 台風接近により大雨注意報、洪水注意報または強風注意報が発表されたとき
- ③ その他必要があると認められたとき

（2）災害警戒本部

- ① 台風接近により、暴風、大雨、または洪水その他の警報が発表されたとき
- ② その他必要があると認められるとき

2 配備の決定

水害・土砂災害等警戒体制の配備については、知事部局にあつては、県土マネジメント部は県土マネジメント部長、その他の部局は危機管理監が、水道局にあつては水道局長、教育委員会にあつては教育長、警察本部にあつては警察本部長が、気象等の状況を判断し、決定する。

3 災害応急対策要領の策定

上記1、2に関する内容の詳細については、防災統括室が別途策定する「災害応急対策要領」に規定し、必要に応じて随時見直していくこととする。なお、同要領については、県庁内の全部局に対し周知を図る。見直した場合はその都度周知することとする。

4 出先機関における配備

各出先機関を所管する部局長は、出先機関の災害警戒体制時における参集・配備人員を予め整備する。

第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

1 組織

奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。

(1) 組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

また、本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

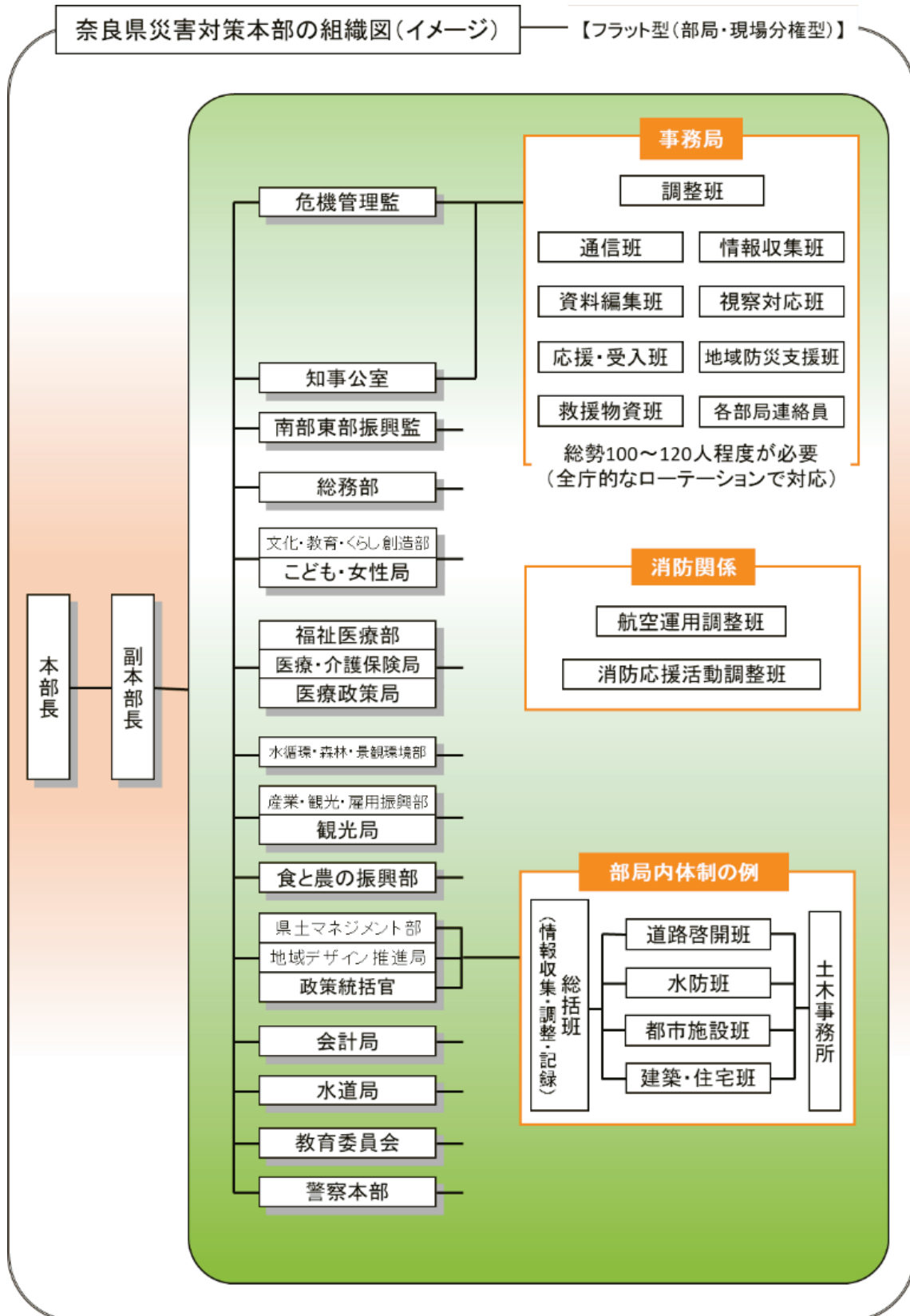
本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び各部の部長をもって構成する。

なお、本部員が出席できないときは、副部長または総務班長等が代理出席する。

(3) 各部局連絡員及び連絡事項

各部局連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。

■奈良県災害対策本部組織図（部・班の体制）



2 分担事務

災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監、部長、副部長及び班長を置く。

本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。

副本部長は、本部長を補佐する。

危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。

部長は、本部長の命をうけ、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

副部長は、部長の命をうけ、その事務に従事する。

班長は、部長の命をうけ、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。

- (1) 副知事（防災担当）
- (2) 危機管理監
- (3) 総務部長
- (4) 福祉医療部長

各部、各班の事務分掌は次表のとおりとする。

奈良県災害対策本部 事務分掌

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
本 部 事 務 局 危機管理監 (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関すること 2. 災害対策本部会議の開催に関すること 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関すること 4. 本部事務局の庶務に関すること 5. 各種災害情報の分析に関すること 6. 本部長、本部事務局長への助言に関すること 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関すること 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関すること 9. 現地対策本部の設置に関すること 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関すること 11. 災害救助法の適用に関すること
	通信班	1. 防災行政無線の運用に関すること 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関すること
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関すること 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関すること
	資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関すること (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関すること(1に同じ)
	視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関すること 2. 他機関からの視察対応に関すること 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関すること
	応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関すること 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関すること
	消防応援活動調整班 及び航空運用調整班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 2. 消防活動の調整に関すること 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関すること 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関すること 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関すること
	救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること
	地域防災支援班	1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関すること

※1 調整班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。調整班では、県土マネジメント部職員は5及び6の業務を行う。なお、必要に応じて、5及び6の業務には外部機関(気象台等)にも参加を依頼する。

※2 視察対応班は、災害対策本部体制時に部局横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。

※3 応援・受援班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部の応援・受援の窓口となる担当課で構成する。

※4 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
知 事 公 室 部 長 (知事公室長) (南部東部振興監) 副 部 長 (知事公室次長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関すること
	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関すること 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行うこと
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関すること
	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関すること 2. 国や他府県等からの受援に関すること
	統計班 (統計分析課長)	1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関すること 2. 本部事務局各班の業務に関すること
	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関すること 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関すること 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関すること 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関すること
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関すること 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関すること 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関すること 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関すること 5. 国や他府県等からの受援に関すること
	協力班 (南部東部振興課長)	1. 総務部総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (奥大和移住・交流推進室長)	1. 総務部総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 2. パーク内動物の保護に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
総 務 部 部 長 (総務部長) 副 部 長 (総務部次長)	総務部総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事
	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事
	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	○ 管財班 (管財課長) (ファシリティマネジメント室長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応 急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)
	○ 情報システム・協力班 (行政・人材マネジメント課長) (デジタル戦略課長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に 関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事 6. 総務班への協力に関する事 7. 本部事務局への応援に関する事 8. 視察者への対応に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
文化・教育・くらし創造部 部 長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副 部 長 (文化・教育・くらし創造部次長)	文化・教育・くらし創造総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属しないこと
	協力班 (なら歴史芸術文化村整備推進室長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 建設地の被害状況の調査・確認に関すること
	協力班 (文化振興課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 文化会館、橿原文化会館、美術館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること
	文化財班 (文化財保存課長)	1. 文化財の応急復旧に関すること 2. 文化財の被害の状況調査に関すること
	協力班 (文化資源活用課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 橿原考古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること
	教育振興班 (教育振興課長)	1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関すること 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関すること 3. 国立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関すること
	青少年・社会活動推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 2. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関すること 3. ボランティアの活動支援に関すること 4. 災害ボランティア本部に関すること 5. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (人権施策課長)	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 消費・生活安全班への協力に関すること
	協力班 (スポーツ振興課長)	1. 橿原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 2. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 食品衛生に関すること 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関すること 3. 遺体の火葬計画に関すること 4. ペットの災害対策に関すること 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関すること 6. 要配慮者の宿泊施設への受入に関すること
	○ 女性支援班 (こども・女性局長) (女性活躍推進課長)	1. 児童福祉施設(通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関すること 2. 女性センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 3. 女性のための支援や相談に関すること 4. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること
	○ 子ども支援班 (こども・女性局長) (奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関すること 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関すること 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関すること 4. 要保護児童の保護、支援等に関すること 5. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関すること ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
福 祉 医 療 部 部 長 (福祉医療部長) 副 部 長 (企画管理室長) (医療・介護保険局次長)	福祉医療総務班 (企画管理室長)	1. 災害対策本部及び他部局との連絡調整に関する事 2. 福祉医療部内の各班(保健医療調整本部を含む)の総合調整(入手情報や対応状況等の共有及び指示)に関する事
	○ 避難所等支援班 (医療・介護保険局長) (長寿・福祉人材確保対策課長) (地域包括ケア推進室長) (地域福祉課) (障害福祉課)	1. 避難所のニーズ把握及び支援に関する事 (避難所運営市町村や避難所派遣チーム等を通じた障害者、高齢者など支援が必要な者にかかる人的・物的支援ニーズの把握・支援の調整など) 2. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動・受援調整等に関する事 3. 福祉避難所の支援に関する事 ※1. 2. の事務の人的支援について、保健医療調整本部と連携 ※1. 2. の事務の物的支援について、救援物資班、保健医療調整本部と連携
	○ 救援物資班 (医療・介護保険局長) (医療保険課長) (地域福祉課補佐) (※2)	1. 避難所等で必要となる福祉・保健・医療関係物資等の調達、供給及びその調整に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関する事 ※1. の事務について、避難所等支援班、保健医療調整本部と連携 ※2. の事務について、救援物資班(産業・雇用振興部)と連携
	地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事
	障害者支援班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携
	高齢者支援班 (介護保険課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への受援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携
	○ 協力班 (監査指導室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 福祉医療総務班、避難所等支援班への協力に関する事 2. 災害対策本部事務局への応援に関する事
保健医療調整本部 本 部 長 (医療政策局長) 副 本 部 長 (医療政策局次長)	○ 統括班 (医療政策局次長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (企画管理室補佐)	1. 保健医療調整本部の運営に関する事 2. 保健医療調整本部内の情報共有体制の整備、連絡調整に関する事 3. 保健医療調整本部の報告・広報資料の作成・とりまとめに関する事 4. 保健医療調整本部外との連絡(窓口)に関する事 5. 保健医療活動チームの受援窓口及び総合調整に関する事 6. DHEATの活動・受援調整に関する事 7. 他班の所掌に属さない保健医療活動チームの活動・受援調整に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
保健医療調整本部 本 部 長 (医療政策局長) 副 本 部 長 (医療政策局次長)	DMAT調整班 ＜DMAT調整本部＞ (地域医療連携課主幹)	【超急性期～急性期のみ設置】 1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事
	○ 医療支援調整班 (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室補佐) (病院マネジメント課補佐)	1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者(透析施設への支援含む。)及び周産期医療(母子・保健分野を除く。)への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・受援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事
	精神保健支援班 ＜DPAT調整本部＞ (疾病対策課長)	1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・受援調整に関する事
	○ 要医療者支援班 (健康推進課参事) (疾病対策課)	1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事
	○ 保健支援調整班 (健康推進課長) (疾病対策課) (新型コロナワクチン接種推進室)	1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等支援チームの活動・受援調整に関する事 3. 避難所(市町村)の運営支援(保健衛生・防疫分野)に関する事 4. 母子・保健支援に関する事
	薬務班 (薬務課長)	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水循環・森林・景観環境部 部 長 (水循環・森林・景観環境部長) 副 部 長 (水循環・森林・景観環境部次長)	水循環・森林・景観環境総務班 (企画管理室長)	1. 水循環・森林・景観環境部関係被害のとりまとめに関する こと 2. 部内外の連絡調整に関する こと 3. 本部事務局への応援に関する こと 4. その他部内の他の班に属さない こと
	エネルギー班 (環境政策課長)	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する こと 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関する こと
	水資源政策班 (水資源政策課長)	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する こと 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に 関する こと
	森林総務班 (森と人の共生推進課長)	1. 林業関係被害のとりまとめに関する こと 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する こと 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する こと 4. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に 関する こと
	木材産業班 (奈良の木ブランド課長)	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に 関する こと 2. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び 支援に 関する こと 3. 水循環・森林・景観環境部長(災害対策本部体制)が指示す る班への協力に関する こと
	森林整備班 (森林資源生産課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に 関する こと 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する こと 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の 収集に 関する こと 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する こと 5. 林道の災害の応急復旧に関する こと 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に 関する こと
	協力班 (景観・自然環境課長)	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応 に 関する こと 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備 等)の被害状況の調査・確認に関する こと 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害 防止措置の指導に関する こと 4. 水循環・森林・景観環境総務班への協力に関する こと 5. 本部事務局への応援に関する こと
災害廃棄物対策本部 本 部 長 (水循環・森林・景観環境部長) 統 括 (水循環・森林・景観環境部次長)	企画調整班 (廃棄物対策課長)	1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応 6. 予算経理
	計画調整班 (廃棄物対策課長補佐)	1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等
	処理推進班 (廃棄物対策課長補佐)	1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援 2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援 3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の実行 部隊
	広域調整班 (環境政策課長補佐)	1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整

部 (部長副部長担当)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
産業・観光・雇用振興部 部 長 (産業・観光・雇用振興部長) (観光局長) 副 部 長 (産業・観光・雇用振興部次長)	産業・観光・雇用振興総務班 (企画管理室長)	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること 4. その他部内の他の班に属さないこと
	地域産業班 (地域産業課長)	1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関すること 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関すること
	○ 救援物資班 (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長) (※1、2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 輸送協力団体との連絡に関すること
	○ 観光班 (ならの観光力向上課長) (観光プロモーション課長) (MICE推進室長)	1. 旅行者に対する災害情報の周知に関すること

部 (部長副部長担当)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
食と農の振興部 部 長 (食と農の振興部長) 副 部 長 (食と農の振興部次長)	農業総務班 (企画管理室長)	1. 農業関係被害のとりまとめに関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. 部内の人員調整に関すること 4. 他部及び出先機関等への応援に関すること 5. 本部事務局への応援に関すること 6. その他部内の他の班に属さないこと
	○ 救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※1、2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること
	農業水産班 (農業水産振興課長)	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関すること 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関すること 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関すること
	畜産班 (畜産課長)	1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関すること 2. 畜産物等生産者団体との連携に関すること
	担い手・農地マネジメント班 (担い手・農地マネジメント課長)	1. 天災資金の融資に関すること 2. 農村班への協力に関すること 3. 食と農の振興部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に関すること
	農村班 (農村振興課長)	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関すること 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関すること 3. 農地のたん水排除に関すること

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)		班	所 掌 事 務
		(班長担当職)	
県土マネジメント部 部 長 (県土マネジメント部長) (地域デザイン推進局長) (政策統括官) 副 部 長 (県土マネジメント部・地 域デザイン推進局理事) (県土マネジメント部次長)	総括班	土木統括班※1 ○ (技術次長) (企画管理室長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関すること 2. 応急用資機材の調達に関すること (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 3. 災害協定に基づく応急活動に関すること 4. 国土交通省のTEC-FORCE、リエゾンの受入に関すること 5. 危機管理監指揮下の情報・分析班、資料編集班の事務に関すること
		土木総務班※1 ○ (企画管理室長) (建設業・契約管理課長) (用地対策課長)	1. 部内事務局の設置運営に関すること 2. 部内の人員調整に関すること 3. 部内外の連絡調整に関すること 4. 公共土木施設に関する広報に関すること 5. 本部事務局への応援に関すること 6. その他部内の他の班に属さないこと
	水防班	河川班※1 ○ (河川整備課長) (砂防・災害対策課長) (企画管理室長)	1. 水防本部に関すること 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関すること 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関すること 4. 河川施設の応急復旧に関すること 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関すること
		土砂班 (砂防・災害対策課長)	1. 土木災害の情報取りまとめに関すること 2. 砂防施設等の応急復旧に関すること 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関すること 4. 土砂災害対策に関すること 5. 地すべり防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関すること 6. 土砂災害防止法第26条による緊急調査に関すること 7. 公共土木施設の災害査定に関すること
		下水道班 (下水道課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関すること 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関すること
	道路啓開班	道路班※1 ○ (道路保全課長) (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関すること 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関すること 3. 緊急輸送道路の確保に関すること 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関すること(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関すること 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関すること
		公共交通班 ○ (リニア推進・地域交通 対策課長) (まちづくりプロジェクト 推進課長) (大規模広域防災拠点 整備課長)	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関すること
	都市施設班	都市施設班※1 ○ (まちづくり連携推進課長) (県土利用政策室長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関すること 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関すること 3. 都市災害情報の取りまとめに関すること
		公園緑地班※1 ○ (公園緑地課長) (奈良公園室長) (平城宮跡事業推進室長)	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に関すること 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関すること 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関すること

部 (部長副部長担当職)		班	所 掌 事 務
		(班長担当職)	
	建築・住宅班	建築班 ○ (建築安全推進課長)※4 (県有施設営繕課長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関すること
		県有建築物チーム (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長)	1. 県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関すること
		県営住宅チーム (住まいまちづくり課長)	1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関すること
		一般建築物チーム (建築安全推進課長)	1. 被災建築物の応急危険度判定に関すること 2. 被災宅地の危険度判定に関すること 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関すること
		住宅班 (住まいまちづくり課長)※5	1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関すること 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること 3. 被災者への公営住宅の提供に関すること 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関すること 5. 住宅相談窓口の設置に関すること 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること
	現地班	現地対応班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (中和土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (幹線街路事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (中和公園事務所長) (奈良公園事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関すること(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関すること 3. 管内市町村との連絡・調整に関すること

※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。

※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。

※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(公共土木施設である公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地

※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築安全推進課が行う。

※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
経 理 部 部 長 (会計管理者) (会計局長)	○ 経理班 (会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
教 育 部 部 長 (教育長) 副 部 長 (教育次長)	○ 教育総務班 (企画管理室長) (教育政策推進課長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事 4. 本部事務局への応援に関する事
	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事
	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事
	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)
	○ 学校教育・特別支援 教育推進班 (学校教育課長) (特別支援教育推進室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事
	人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	保健班 (保健体育課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事

※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
水 道 部 部 長 (水道局長)	総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関すること 4. 庶務に関すること 5. 補償交渉に関すること 6. その他、全般に関すること
	状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告
	送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告
	事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告
	水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討
	○ 総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地対策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関すること 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関すること 7. その他、全般に関すること
	○ 事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括
	○ 現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 現地対策本部の支援活動

※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長) 担 当 幕 僚 (各部長)	総括班 (警衛警護班) (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・警備第三課長)	1. 警備本部の総括及び記録に関する事 2. 警備本部の編成及び運用に関する事 3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下 各警察署への報告及び連絡に関する事 4. 援助要求に関する事 5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 6. 被害情報及び被害集計に関する事 7. 職員家族の安否確認に関する事 8. 警衛警護に関する事 9. 警衛警護隊の編成及び運用に関する事 10. 警備本部の庶務に関する事 11. 警備本部長の特命事項に関する事 12. 他の班の任務に属さない事
	指揮支援班 (警備第二課長)	1. 指揮支援班の編成及び運用に関する事 2. 現地指揮所での部隊指揮及び関係機関との連絡調整に 関する事 3. 総括班及び警衛警護班の任務に関する事
	総務班 (総務課長)	1. 県議会との連絡調整その他渉外に関する事
	装備班 (警務課長)	1. 機動装備隊の運用に関する事 2. 装備資機材の調達及び管理に関する事 3. 警察車両の運用及び統制に関する事 4. レンタカーの借り上げに関する事
	留置管理班 (留置管理課長)	1. 災害時における留置管理業務に関する事 2. 被留置者の避難及び解放に関する事
	訟務班 (監察課長)	1. 訟務事案に関する事
	広報班 (県民サービス課長)	1. 広報及び報道対策に関する事 2. 被災住民に対する広報及び広聴に関する事 3. 死亡被災者等の確認及び照会に関する事
	受援連絡・宿泊補給・ 救護班 (厚生課長)	1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関する 事 2. 特別派遣部隊の受入れに関する事 3. 部隊の宿泊及び給食に関する事 4. 被災地における遺失拾得物に関する事 5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関する事 6. 職員の健康管理及び応急救護に関する事
	生活安全班 (生活安全企画課長)	1. 生活安全部隊の編成及び運用に関する事 2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関する事 3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関する 事 4. 迷い人の保護に関する事 5. 行方不明者の受理及び手配に関する事 6. 各種相談活動に関する事 7. 鉄砲刀剣類(銃器を除く。)及び危険物の取締りに関する 事 8. 警備業協会との連絡及び協力に関する事 9. ボランティアの受け入れに関する事 10. 鉄道警察隊、警察航空隊及び警ら用無線自動車の運用 に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
警 察 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長) 担 当 幕 僚 (各部長)	捜査班 (刑事企画課長)	1. 捜査部隊の編成及び運用に関する事 2. 死体収容施設の確保に関する事 3. 死体の調査等及び検視に関する事 4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関する事 5. 身元不明死体の身元確認に関する事 6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関する事 7. 銃器の取締りに関する事 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関する事
	交通班 (交通企画課長)	1. 交通部隊の編成及び運用に関する事 2. 道路交通状況の実態把握に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 交通情報の収集及び提供に関する事 5. 緊急通行車両等の確認に関する事 6. 緊急交通路の確保に関する事 7. 運転免許事務に関する事 8. 運転免許試験に関する事
	通信班 (機動通信課長)	1. 通信部隊の編成及び運用に関する事 2. 警察通信の運用に関する事 3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関する事 4. 警察通信機器の受援に関する事 5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関する事 6. 機動警察通信隊の運用に関する事
幕 僚 (首席監察官、警察学校長、各参事官)		1. 警備本部長の特命事項に関する事

3 設置の基準

知事は、次のいずれかに該当する場合で、必要と認めたときに災害対策本部を設置する。

- (1) 県内に気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水その他の警報、または暴風または大雨その他にかかる特別警報が発表されたとき。
- (2) 県内に大規模な火災、爆発等が発生し、又は発生する恐れが生じた場合において、本部を設置してその対策を必要とするとき。
- (3) 県内に自然災害（大雨、暴風、土砂災害等）や大規模な火災、爆発等の発生による人的被害（死者、行方不明者等）または甚大な住家被害（複数の全半壊等）が発生したとき。
- (4) その他、県外に災害が発生した場合などにおいて、本県に影響が及ぶ恐れがあるとき。

4 動員の区分

動員区分	A動員	B動員	C動員
動員基準	水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定 (地震の場合は震度階級に応じて決定)		
動員規模	全職員の約 1/5 約 1,300 人体制 +警察部約 2,800 人 総計約 4,100 人体制	全職員の約 1/3 約 2,100 人体制 +警察部約 2,800 人 総計約 4,900 人体制	全職員 約 6,500 人体制 +警察部約 2,800 人 総計約 9,300 人体制

5 災害対策本部の設置場所

県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、県内の被災状況や施設の状況に応じて、知事の判断により、災害対応業務に不可欠な防災行政通信ネットワークを備えており、また、耐震性能を有している橿原総合庁舎または郡山総合庁舎に災害対策本部を設置する。

6 解散の基準

- (1) 災害対策を一応終了したとき
- (2) 災害発生の恐れがなくなり解散を適当と認めたとき

7 現地災害対策本部

(1) 設置の基準

災害対策本部長は、被災現地における災害応急対策を推進するうえで必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

(2) 現地災害対策本部長の指名

現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の中から指名する。

(3) 所掌事務

現地災害対策本部は、災害対策本部の次の事務の一部を掌理する。

- ① 被害状況、復旧状況の情報分析
- ② 市町村、関係機関との連絡調整
- ③ 現場活動の役割分担・調整
- ④ 本部長の指示による応急対策の推進
- ⑤ その他緊急を要する応急対策の推進

(4) 設置場所

現地災害対策本部は、災害現地に近い県有施設又は市町村庁舎等の中から現地災害対策本部長が選定し設置する。

8 防災関係機関等との連携

災害対策本部は、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と相互に密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。また、国の現地対策本部が設置された場合にも同様とする。

9 民間事業所との連携

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

10 市町村への連絡員の派遣（災害時緊急連絡員）

県は、あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。

11 災害警戒本部の設置（災害対策本部設置の前段階として）

台風接近による大雨警報発令時など（本節第3 水害・土砂災害等警戒体制、1 配備の基準（2））に、災害対策本部の前段階となる災害警戒本部を設置する。

(1) 組織

災害警戒本部に本部長を置く。原則として本部長は危機管理監をもって充てる。

本部員は、災害の程度等に応じ、危機管理監の他、本部長が指定する者（原則として部次長等）とする。

本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は、危機管理監、その他本部員をもって構成する。

(3) 各部連絡員及び連絡事項

各部に連絡員（原則として各部主管課室の主幹・補佐級職員1名）を置き、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害警戒対策実施の円滑な処理に当たる。

第5 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

また、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。

第6 指定地方行政機関等の活動体制

県の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、県の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施する。

また、災害応急対策に従事する職員の動員配備及びサービスの基準等をあらかじめ定める。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)

県、市町村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市町村等（消防本部等含む）は、把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。県は、市町村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第1 気象情報の伝達

1 情報の種類

(1) 気象予警報等

奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は次のとおりである。

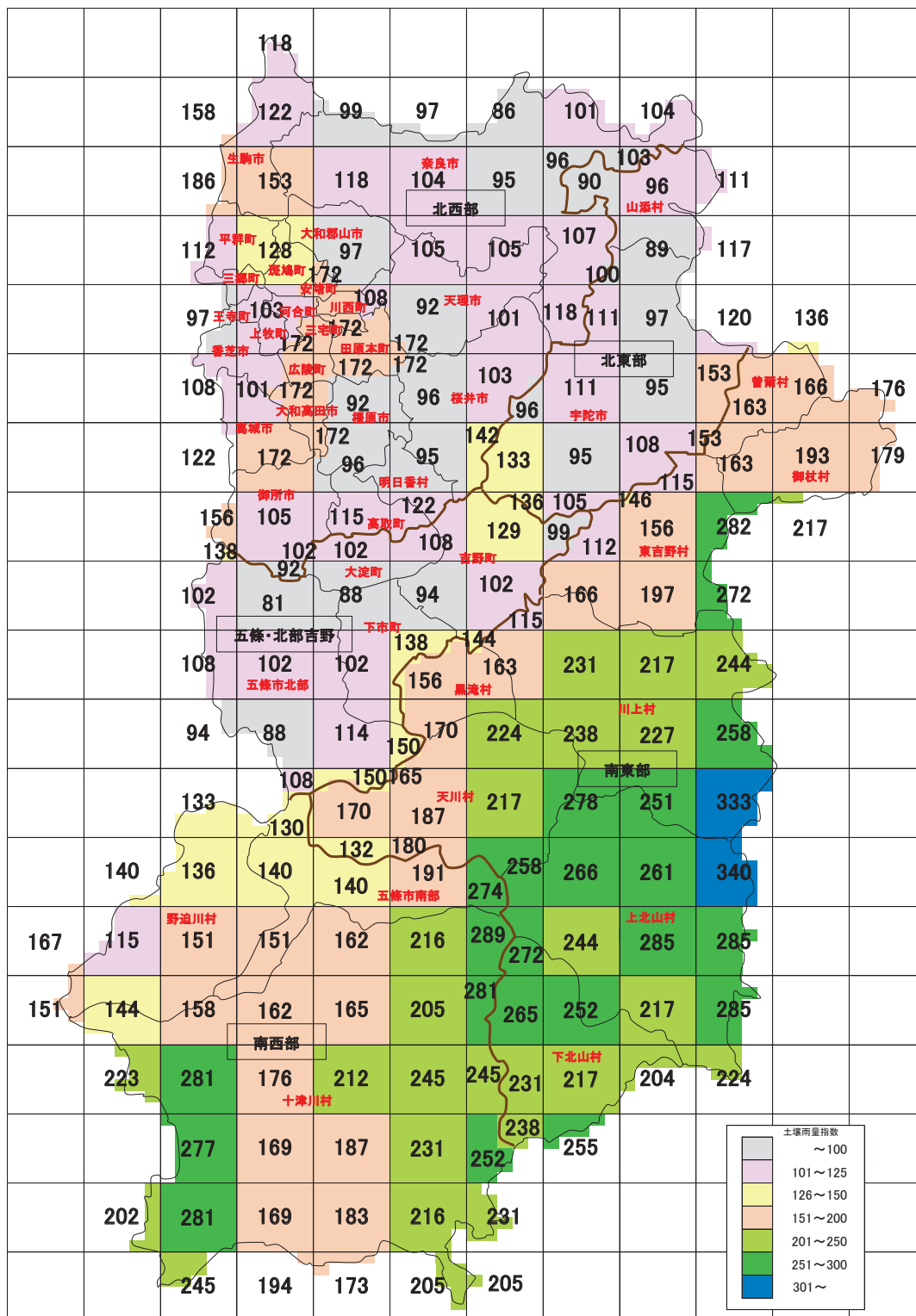
- ① 大雨注意報（大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される）

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	9	86
	大和高田市	8	172
	大和郡山市	8	97
	天理市	10	92
	橿原市	10	92
	桜井市	8	95
	御所市	10	92
	生駒市	10	99
	香芝市	9	97
	葛城市	8	101
	平群町	7	112
	三郷町	8	97
	斑鳩町	7	103
	安堵町	8	172
	川西町	10	172
	三宅町	10	172
	田原本町	10	172
	高取町	8	96
	明日香村	8	95
	上牧町	10	103
北東部	宇陀市	8	89
	山添村	6	89
	五條市北部	8	81
五條・北部吉野	吉野町	6	94
	大淀町	9	81
	下市町	9	88
南東部	曽爾村	10	136
	御杖村	13	163
	黒滝村	13	156
	天川村	13	132
	下北山村	13	204
	上北山村	13	204
	川上村	13	115
南西部	東吉野村	13	112
	五條市南部	13	130
	野迫川村	13	115
	十津川村	13	144

大雨注意報基準（土砂災害）

令和3年6月8日現在



(注) 土壌雨量指数は、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に溜まっている状態を示す指数であり、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）・注意報の発表基準に使用している。

第3章 災害応急対策計画 第7節 災害情報の収集・伝達計画

- ② 洪水注意報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する）

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
北西部	奈良市	富雄川流域=7.4、佐保川流域=5.6、菩提仙川流域=6.1、 地藏院川流域=4.7、秋篠川流域=6.3、岩井川流域=6.8、 能登川流域=4.4、菩提川流域=4	富雄川流域=(8, 5.9)、佐保川流域=(8, 4.5)、 菩提仙川流域=(5, 6.1)、地藏院川流域=(8, 3.8)、 秋篠川流域=(5, 5.6)、岩井川流域=(5, 6.8)、 能登川流域=(5, 4.4)、菩提川流域=(5, 3.2)	—
	大和高田市	葛下川流域=3、曾我川流域=14.5、高田川流域=5.6、 太田川流域=3.5、葛城川流域=10.8、土庫川流域=2.8、 住吉川流域=2.8	葛下川流域=(6, 2.4)、曾我川流域=(5, 14.5)、 高田川流域=(5, 4.8)、葛城川流域=(5, 9.4)、 土庫川流域=(6, 2)、住吉川流域=(5, 2.8)	—
	大和郡山市	富雄川流域=9.9、佐保川流域=17.4、高瀬川流域=5.4、 地藏院川流域=5.6、秋篠川流域=10.8	富雄川流域=(8, 7.9)、佐保川流域=(8, 13.9)、 高瀬川流域=(8, 4.3)、地藏院川流域=(8, 4.5)	大和川上流〔板東〕
	天理市	布目川流域=4.8、大和川流域=17.8、寺川流域=14.2、 布留川北流流域=3.3、布留川流域=7.8、西門川流域=3.6、 真面堂川流域=5.8、高瀬川流域=4、菩提仙川流域=6.3	布目川流域=(5, 4.8)、布留川流域=(5, 6.9)、 真面堂川流域=(9, 3.5)、高瀬川流域=(8, 3.2)、 菩提仙川流域=(8, 5)	—
	橿原市	曾我川流域=11.5、飛鳥川流域=8.9、寺川流域=11.9、 葛城川流域=11.1、高取川流域=6.3、米川流域=5.6	曾我川流域=(5, 11.5)、飛鳥川流域=(9, 7.8)、 寺川流域=(8, 9.5)、葛城川流域=(5, 9.7)、 高取川流域=(5, 5.9)、米川流域=(5, 5.6)	—
	桜井市	大和川流域=12、寺川流域=7.9、纏向川流域=4.7、 栗原川流域=6.7	大和川流域=(6, 9.6)、寺川流域=(5, 6.7)、 栗原川流域=(5, 6.5)	—
	御所市	曾我川流域=5.7、葛城川流域=3.6、安位川流域=3.9、 水越川流域=3.2	曾我川流域=(8, 4.6)、葛城川流域=(5, 3.5)、 水越川流域=(8, 2.6)	—
	生駒市	竜田川流域=4.8、富雄川流域=5.7	竜田川流域=(9, 4.8)、富雄川流域=(8, 4.6)	—
	香芝市	原川流域=2、葛下川流域=4.3、竹田川流域=4.6、 熊谷川流域=4.7	原川流域=(7, 2)、葛下川流域=(9, 2.7)、 竹田川流域=(5, 4.6)、熊谷川流域=(9, 4.1)	—
	葛城市	葛下川流域=2.7、熊谷川流域=4.4、高田川流域=2.8、 太田川流域=2.6、葛城川流域=10.7、安位川流域=5.2	葛下川流域=(6, 2.2)、熊谷川流域=(5, 4.4)、 太田川流域=(6, 2.4)	—
	平群町	竜田川流域=14.8	—	—
	三郷町	—	—	大和川上流〔板東〕
	斑鳩町	竜田川流域=15.6、富雄川流域=15.6	—	大和川上流〔板東〕
	安堵町	富雄川流域=15.8、岡崎川流域=3	岡崎川流域=(5, 3)、大和川流域=(6, 25.4)	大和川上流〔板東〕
	川西町	大和川流域=19.3、曾我川流域=21.1、飛鳥川流域=10.5、 寺川流域=14.2	—	大和川上流〔板東〕
	三宅町	曾我川流域=15.6、飛鳥川流域=10.5、寺川流域=14.4	—	—
	田原本町	大和川流域=13.7、曾我川流域=15.4、飛鳥川流域=10.4、 寺川流域=13.7、西門川流域=4.5	大和川流域=(8, 11)、飛鳥川流域=(9, 10)、 寺川流域=(7, 8.7)	—
	高取町	曾我川流域=12、高取川流域=4.5	高取川流域=(6, 3.6)	—
	明日香村	飛鳥川流域=7.7、高取川流域=5.6	高取川流域=(5, 5.6)	—
	上牧町	葛下川流域=9.1	—	—
	王寺町	葛下川流域=10.7	—	大和川上流〔板東〕
	広陵町	曾我川流域=15.4、高田川流域=7.3、葛城川流域=11.3、 土庫川流域=3.1	—	—
	河合町	葛下川流域=10.7、佐味田川流域=4.2、曾我川流域=21.1、 高田川流域=7.8	葛下川流域=(5, 10.7)、佐味田川流域=(5, 4.2)、 大和川流域=(6, 30.9)	大和川上流〔板東〕
北東部	宇陀市	宇陀川流域=5.9、室生川流域=10.8、内牧川流域=9.1、 芳野川流域=7.7、四郷川流域=5.5	宇陀川流域=(5, 4.9)、芳野川流域=(6, 6.2)、 四郷川流域=(6, 4.4)	名張川〔名張〕
	山添村	深川流域=6.2、笠間川流域=10.4	—	名張川〔名張〕
五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=40、丹生川流域=23.3、宗川流域=13.2、 八幡川流域=4.5、寿命川流域=3.8、西川流域=3.7、 北川流域=2.9、宇智川流域=4	吉野川流域=(6, 32)、丹生川流域=(6, 23.3)、 西川流域=(5, 3.7)、北川流域=(6, 2.3)	紀の川〔五條〕
	吉野町	吉野川流域=46.2、志賀川流域=4.4、 高見川流域=22.4	吉野川流域=(5, 44.8)、志賀川流域=(5, 3.8)、 高見川流域=(5, 22.4)	—
	大淀町	吉野川流域=46.1	吉野川流域=(5, 46.1)	—
	下市町	吉野川流域=48.9、丹生川流域=16.5、秋野川流域=7.2	吉野川流域=(5, 48.9)、秋野川流域=(5, 7.2)	—
	南東部	曾爾村	青蓮寺川流域=16.3	—
南東部	御杖村	名張川流域=7.4、菅野川流域=8.8	名張川流域=(6, 7.4)	—
	黒滝村	丹生川流域=10.5	丹生川流域=(10, 8.4)	—
	天川村	熊野川流域=22.4、洞川流域=8.6	熊野川流域=(10, 17.9)、洞川流域=(6, 7.5)	—
	下北山村	北山川流域=50.8、池郷川流域=14	—	—
	上北山村	北山川流域=27.2、小椋川流域=13.2	小椋川流域=(10, 10.6)	—
	川上村	吉野川流域=29.9、本沢川流域=16.8	本沢川流域=(6, 16.8)	—
	東吉野村	高見川流域=24	—	—
	南西部	五條市南部	川原樋川流域=25.8、熊野川流域=31.4	熊野川流域=(6, 31.4)
南西部	野迫川村	川原樋川流域=23.7、池津川流域=10.7、北股川流域=8、 中原川流域=8.4	池津川流域=(10, 8.6)、北股川流域=(10, 8)、 中原川流域=(10, 6.7)	—
	十津川村	熊野川流域=55、北山川流域=57.2、滝川流域=21.6、 旭川流域=17.6	熊野川流域=(10, 44)、北山川流域=(12, 57.2)	—

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（注）流域雨量指数は、河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標である。

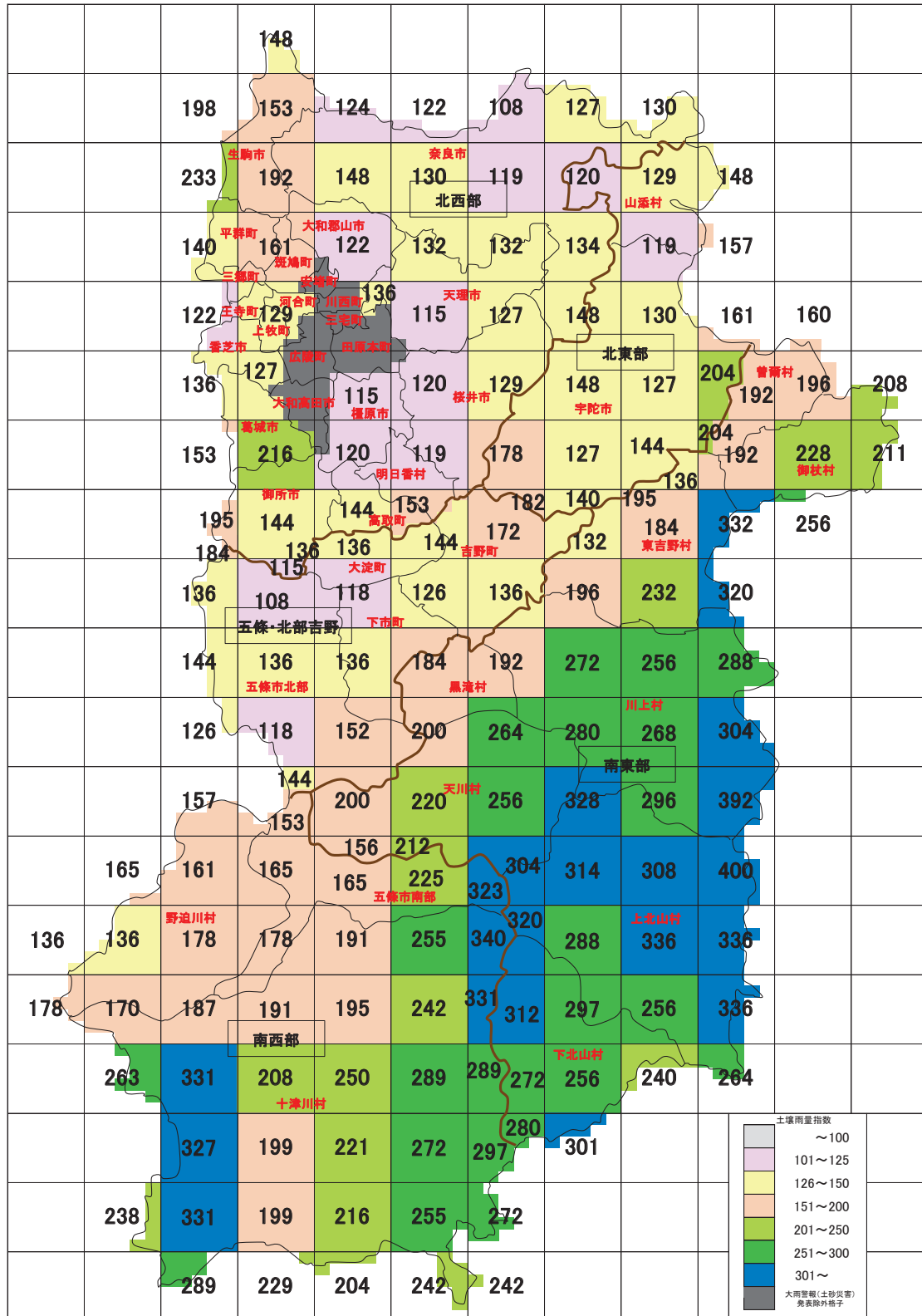
③ 大雨警報（大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
北西部	奈良市	16	108
	大和高田市	13	—
	大和郡山市	17	122
	天理市	16	115
	橿原市	18	115
	桜井市	13	119
	御所市	16	115
	生駒市	17	124
	香芝市	16	122
	葛城市	15	127
	平群町	16	140
	三郷町	17	122
	斑鳩町	15	129
	安堵町	18	—
	川西町	16	—
	三宅町	18	—
	田原本町	17	—
	高取町	16	120
	明日香村	14	119
	上牧町	18	129
	王寺町	17	122
	広陵町	16	—
	河合町	17	129
北東部	宇陀市	14	119
	山添村	13	119
五條・北部吉野	五條市北部	13	108
	吉野町	13	126
	大淀町	15	108
	下市町	14	118
南東部	曽爾村	21	160
	御杖村	22	192
	黒滝村	21	184
	天川村	21	156
	下北山村	21	240
	上北山村	21	240
	川上村	21	136
	東吉野村	21	132
南西部	五條市南部	21	153
	野迫川村	18	136
	十津川村	17	170

大雨警報基準（土砂災害）
〔5 km 格子毎の土壌雨量指数〕

令和3年6月8日現在



④ 洪水警報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）

令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
北西部	奈良市	富雄川流域=9.3, 佐保川流域=7, 菩提仙川流域=7.7, 地藏院川流域=5.9, 秋篠川流域=7.9, 岩井川流域=8.5, 能登川流域=5.6, 菩提川流域=5	—	木津川上流〔岩倉〕
	大和高田市	葛下川流域=3.8, 曾我川流域=18.2, 高田川流域=7, 太田川流域=4.4, 葛城川流域=13.5, 土庫川流域=3.6, 住吉川流域=3.6	葛下川流域=(6, 3.7), 曾我川流域=(8, 16.3), 土庫川流域=(10, 2.2), 住吉川流域=(6, 3.2)	—
	大和郡山市	富雄川流域=12.4, 佐保川流域=21.8, 高瀬川流域=6.9, 地藏院川流域=7.1, 秋篠川流域=13.6	富雄川流域=(8, 11.1), 高瀬川流域=(8, 6.7), 地藏院川流域=(16, 6.6)	大和川上流〔板東〕
	天理市	布目川流域=6, 大和川流域=22.3, 寺川流域=17.8, 布留川北流流域=4.2, 布留川流域=9.8, 西門川流域=4.6, 真面堂川流域=7.3, 高瀬川流域=5.1, 菩提仙川流域=7.9	布目川流域=(8, 5.5), 真面堂川流域=(10, 4.9), 高瀬川流域=(8, 4.9)	大和川上流〔板東〕
	橿原市	曾我川流域=14.4, 飛鳥川流域=11.2, 寺川流域=14.9, 葛城川流域=13.9, 高取川流域=7.9, 米川流域=7	曾我川流域=(8, 12.9)	—
	桜井市	大和川流域=15, 寺川流域=9.9, 纏向川流域=5.9, 粟原川流域=8.4	—	—
	御所市	曾我川流域=7.2, 葛城川流域=4.6, 安位川流域=4.9, 水越川流域=4.1	曾我川流域=(8, 6.4), 葛城川流域=(8, 4.1), 水越川流域=(8, 3.6)	—
	生駒市	竜田川流域=6.1, 富雄川流域=7.2	竜田川流域=(12, 5.4)	—
	香芝市	原川流域=3.4, 葛下川流域=5.4, 竹田川流域=5.8, 熊谷川流域=5.9	原川流域=(10, 2.2), 葛下川流域=(10, 3)	—
	葛城市	葛下川流域=3.4, 熊谷川流域=5.5, 高田川流域=3.6, 太田川流域=3.3, 葛城川流域=13.4, 安位川流域=6.6	葛下川流域=(6, 3), 太田川流域=(6, 2.9)	—
	平群町	竜田川流域=18.5	—	—
	三郷町	—	—	大和川上流〔板東〕
	斑鳩町	竜田川流域=19.5, 富雄川流域=19.5	—	大和川上流〔板東〕
	安堵町	富雄川流域=19.8, 岡崎川流域=3.8	岡崎川流域=(6, 3.4)	大和川上流〔板東〕
	川西町	大和川流域=24.2, 曾我川流域=26.4, 飛鳥川流域=13.2, 寺川流域=17.8	—	大和川上流〔板東〕
	三宅町	曾我川流域=19.6, 飛鳥川流域=13.2, 寺川流域=18.1	—	大和川上流〔板東〕
	田原本町	大和川流域=17.2, 曾我川流域=19.3, 飛鳥川流域=13, 寺川流域=17.2, 西門川流域=5.7	—	—
	高取町	曾我川流域=15, 高取川流域=5.7	—	—
	明日香村	飛鳥川流域=9.7, 高取川流域=7	高取川流域=(8, 6.3)	—
	上牧町	葛下川流域=11.4	—	—
	王寺町	葛下川流域=13.4	—	大和川上流〔板東〕
	広陵町	曾我川流域=19.3, 高田川流域=9.2, 葛城川流域=14.2, 土庫川流域=3.9	—	大和川上流〔板東〕
	河合町	葛下川流域=13.4, 佐味田川流域=5.3, 曾我川流域=26.4, 高田川流域=9.8	—	大和川上流〔板東〕
北東部	宇陀市	宇陀川流域=7.4, 室生川流域=13.6, 内牧川流域=11.4, 芳野川流域=9.7, 四郷川流域=6.9	宇陀川流域=(6, 5.4), 芳野川流域=(10, 7.8)	名張川〔名張〕
	山添村	深川流域=7.8, 笠間川流域=13.1	—	名張川〔名張〕
五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=50, 丹生川流域=29.2, 宗川流域=16.5, 八幡川流域=5.7, 寿命川流域=4.8, 西川流域=4.7, 北川流域=3.7, 宇智川流域=5.1	吉野川流域=(6, 49.8), 丹生川流域=(6, 26.2), 西川流域=(6, 4.2)	紀の川〔五條〕
	吉野町	吉野川流域=57.8, 志賀川流域=5.6, 高見川流域=28	吉野川流域=(7, 49.8), 志賀川流域=(5, 4.2), 高見川流域=(5, 25.2)	—
	大淀町	吉野川流域=57.7	—	—
	下市町	吉野川流域=61.2, 丹生川流域=20.7, 秋野川流域=9.1	—	—
	曾爾村	青蓮寺川流域=20.4	—	—
南東部	御杖村	名張川流域=9.3, 菅野川流域=11.1	—	大和川上流〔板東〕
	黒滝村	丹生川流域=13.2	丹生川流域=(10, 11.8)	—
	天川村	熊野川流域=28.1, 洞川流域=10.8	洞川流域=(10, 9.5)	—
	下北山村	北山川流域=63.6, 池郷川流域=17.5	—	—
	上北山村	北山川流域=34, 小椋川流域=16.6	小椋川流域=(10, 14.9)	—
	川上村	吉野川流域=37.4, 本沢川流域=21	—	—
	東吉野村	高見川流域=30.1	—	—
	五條市南部	川原樋川流域=32.3, 熊野川流域=39.3	—	—
南西部	野迫川村	川原樋川流域=29.7, 池津川流域=13.4, 北股川流域=10, 中原川流域=10.6	北股川流域=(10, 9.9)	—
	十津川村	熊野川流域=68.8, 北山川流域=71.6, 滝川流域=27, 旭川流域=22	—	—

*1（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

⑤ その他警報・注意報等

警報・注意報発表基準一覧表

(大阪管区気象台管内)

令和3年6月8日現在

発表官署	奈良地方気象台				
府県予報区	奈良県				
一次細分区域	北部		南部		
市町村等をまとめた地域	北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部	南西部
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合			
	暴風(平均風速)	20m/s			
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm
	波浪(有義波高)				
	高潮				
注意報	大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合			
	強風(平均風速)	12m/s			
	風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ15cm
	波浪(有義波高)				
	高潮				
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧(視程)	100m			
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%			
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨 ^{*1}			
	低温	最低気温-5℃以下 ^{*1}			
	霜	4月以降の晩霜			
	着氷				
	着雪	24時間降雪の深さ: 平地20cm以上 気温:-2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		100mm			

^{*1} 気温は奈良地方気象台の値。

※本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

⑥ 土砂災害警戒情報について

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、奈良県と奈良地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

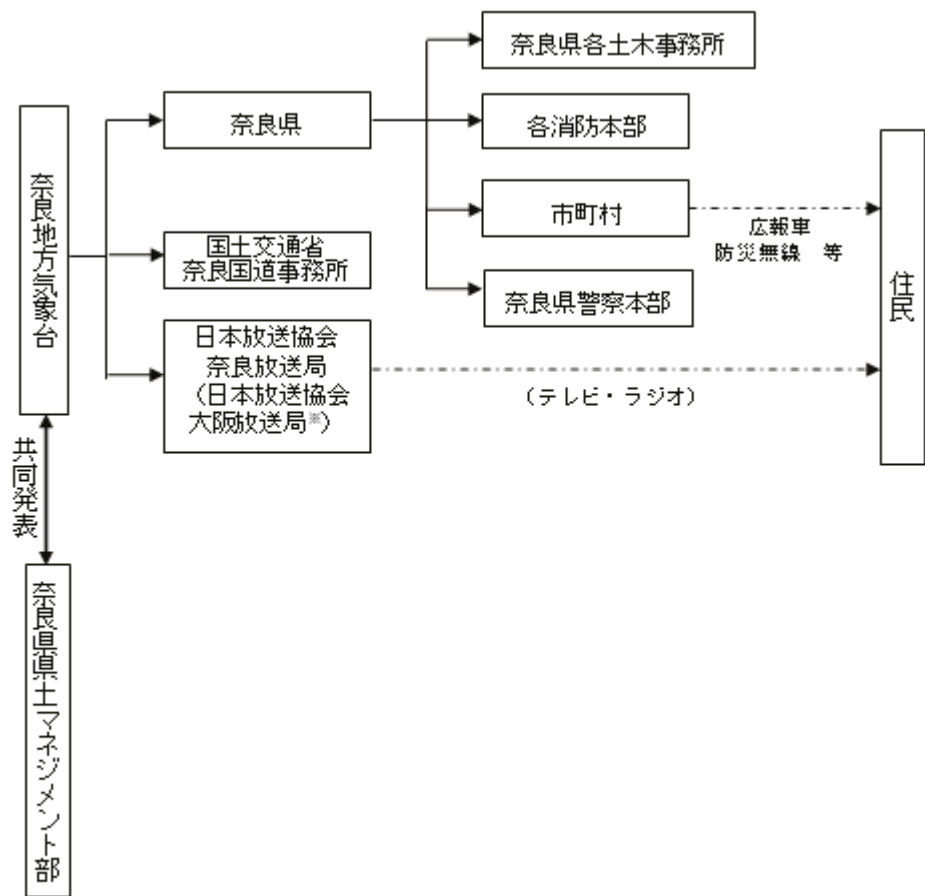
○発表対象地域

発表は市町村を最小単位として、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町を除く奈良県内全市町村を対象としている。なお、五條市は、五條市北部(大塔町以外)と五條市南部(大塔町のみ)に分割して発表している。

○利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

○土砂災害警戒情報の伝達体制



※ 夜間の代行により日本放送協会大阪放送局へも伝達

○土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

- ・県内で震度 5 強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合

詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

紀伊半島大水害により発生した大規模な土砂被害を考慮し、土砂災害が発生しやすくなっていた市村においては、溪流や斜面に残った崩壊残土の流出等、わずかな降雨による土砂災害が発生しやすくなっていることから、土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用した（暫定基準の運用期間：平成23年9月8日～平成24年11月27日）。

⑦ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸

		水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(2) 火災気象通報及び火災警報

① 火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報する。

県は、消防法第22条第2項の定めにより「火災気象通報」を受けたときは直ちに市町村に通報する。

「火災気象通報」の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

② 火災警報

市町村は、県から「火災気象通報」を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。

「火災警報」が発せられたときは、その市町村の区域にある者は当該市町村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市町村は、「火災警報」を発しまたは解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等市町村地域防災計画に定めるところにより、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。

(3) 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するものである。

また、「避難判断水位（特別警戒水位）到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、市町村長の避難指示等の発令判断の目安及び住民の避難判断の参考となる水位（避難判断水位（特別警戒水位））に達したときに、その旨を通知するものである。

これらの措置については県水防計画で定める。（「第3章第32節 水防活動計画」参照）

2 気象予警報等の対象区域

奈良地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は奈良県全域である。注意報及び警報、土砂災害警戒情報、火災気象通報等は、市町村単位で発表する。

竜巻注意情報は、北部と南部に分けて発表する。

3 気象観測所及び雨量観測所

(1) 地域気象観測所及び地域雨量観測所 (奈良地方気象台)

令和3年4月1日現在

流域 河川名	観測所名	所在地	観測内容					備考
			気温	日照	風	雨	雪	
能登川	奈良	奈良市西紀寺町		○	○			地域気象観測所 (気象官署)
		奈良市東紀寺町	○			○	○	
宇陀川	大字陀	宇陀市大字陀下竹	○	○	○	○		地域気象観測所
布目川	針	奈良市都祁友田町	○	○	○	○		地域気象観測所
大谷川	五條	五條市三在町	○	○	○	○		地域気象観測所
北山川	上北山	吉野郡上北山村小椋	○	○	○	○		地域気象観測所
十津川(熊野川)	風屋	吉野郡十津川村風屋	○	○	○	○		地域気象観測所
太郎路川	曾爾	宇陀郡曾爾村太良路				○		地域雨量観測所
寺川	田原本	磯城郡田原本町				○		地域雨量観測所
吉野川(紀の川)	吉野	吉野郡吉野町宮滝				○		地域雨量観測所
柿本川	葛城	葛城市寺口				○		地域雨量観測所
(熊野川)	葛川	吉野郡十津川村東中				○		地域雨量観測所
洞川	天川	吉野郡天川村洞川				○		地域雨量観測所
西の川	下北山	吉野郡下北山村佐田				○		地域雨量観測所

(2) 雨量観測所 (河川整備課)

① 奈良県

令和3年4月1日現在

流域 河川名	観測 所名	所 在 地 (設 置 場 所)	種別	管轄土木 事 務 所	観 測 者	電 話 番 号
佐 保 川	奈 良	奈良市南紀寺町 (奈良土木事務所)	自記テレ メータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
秋 篠 川	秋 篠	奈良市秋篠町 (県営競輪場)	自記テレ メータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
打 滝 川	柳 生	奈良市柳生町 (市立柳生公民館)	自記テレ メータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
布 目 川	都 祁	奈良市針町 (都祁行政センター)	自記テレ メータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
布 留 川	天 理	天理市長滝町 (天理ダム管理棟)	自記テレ メータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
高 瀬 川	米 谷	天理市石上町 (米谷観測所)	自記テレ メータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0743(65)1655
檜 川	白 川	天理市和爾町 (白川ダム管理棟)	自記テレ メータ	奈 良	奈良土木 事務所長	0743(65)1655
富 雄 川	郡 山	大和郡山市満願寺町 (郡山総合庁舎)	自記テレ メータ	郡 山	郡山土木 事務所長	0743(51)0205
竜 田 川	生 駒	生駒市山崎町 (生駒市消防本部)	自記テレ メータ	郡 山	郡山土木 事務所長	0743(51)0205
富 雄 川	高 山	生駒市高山町 (生駒市消防団機動第4分団)	自記テレ メータ	郡 山	郡山土木 事務所長	0743(51)0205
高 田 川	高 田	大和高田市東中 (高田土木事務所)	自記テレ メータ	高 田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
葛 城 川	葛城山	御所市櫛羅町 (国民宿舎葛城高原ロッジ)	自記テレ メータ	高 田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
葛 下 川	香 芝	香芝市本町 (香芝市消防本部)	自記テレ メータ	高 田	高田土木 事務所長	0745(52)6144
寺 川	橿 原	橿原市常盤町 (橿原総合庁舎)	自記テレ メータ	中 和	中和土木 事務所長	0744(48)3073

① 奈良県（つづき）

流域 河川名	観測 所名	所在地（設 置場所）	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
寺川	多武峰	桜井市多武峰 （多武峰第1駐車場）	自記テレ メータ	中和	中和土木 事務所長	0744(48)3073
大和川	笠	桜井市笠 （JAならけん）	自記テレ メータ	中和	中和土木 事務所長	0744(48)3073
大和川	初瀬	桜井市初瀬 （初瀬ダム管理棟）	自記テレ メータ	中和	中和土木 事務所長	0744(48)3073
高取川	高取	高市郡高取町観覚寺 （高取町役場）	自記テレ メータ	中和	中和土木 事務所長	0744(48)3073
菅野川	御杖	宇陀郡御杖村菅野 （御杖村役場）	自記テレ メータ	宇陀	宇陀土木 事務所長	0745(84)9522
吉野川（ 紀の川）	上市	吉野郡吉野町上市 （吉野土木事務所）	自記テレ メータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川（ 紀の川）	迫	吉野郡川上村迫 （川上村役場）	自記テレ メータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川（ 紀の川）	大台	吉野郡上北山村西原 （防災行政無線大台中継所）	自記テレ メータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
北山川	河合	吉野郡上北山村河合 （吉野土木事務所工務二課）	自記テレ メータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
西の川	寺垣内	吉野郡下北山村寺垣内 （下北山村役場）	自記テレ メータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
天川（ 熊野川）	天川	吉野郡天川村沢谷 （吉野土木事務所工務一課 天川方面係）	自記テレ メータ	吉野	吉野土木 事務所長	0746(32)4051
吉野川（ 紀の川）	五條	五條市今井 （五條土木事務所）	自記テレ メータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
丹生川	西吉野	五條市西吉野町城戸 （五條市役所 西吉野支所）	自記テレ メータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
布留川	仁興	天理市上仁興町 （仁興観測所）	自記テ レメータ	奈良	奈良土木 事務所長	0743(63)2505
大和川	小夫	桜井市小夫 （小夫観測所）	自記テ レメータ	中和	中和土木 事務所長	0744(48)3073

① 奈良県（つづき）

流域 河川名	観測 所名	所在地 (設置場所)	種別	管轄土木 事務所	観測者	電話番号
天川(熊野川)	大塔	五條市大塔町辻堂 (五條市大塔支所)	自記テレ メータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
十津川(熊野川)	上野地	吉野郡十津川村上野地 (五條土木事務所工務二課)	自記テレ メータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
十津川(熊野川)	平谷	吉野郡十津川村平谷 (奈良交通十津川温泉バス停)	自記テレ メータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
池津川	野迫川	吉野郡野迫川村北股 (野迫川村役場)	自記テレ メータ	五條	五條土木 事務所長	0747(23)1151
青蓮寺川	曾爾	宇陀郡曾爾村今井 (曾爾村役場)	自記テレ メータ	宇陀	宇陀土木 事務所長	0745(84)9522
高見山	東吉野	吉野郡東吉野村小川 (東吉野村役場)	自記テレ メータ	宇陀	宇陀土木 事務所長	0745(84)9522
岩井川	白毫寺	奈良市白毫寺町 (岩井川ダム管理棟)	自記テレ メータ	奈良	奈良土木 事務所長	0742(23)8011
寺川	秦庄	磯城郡田原本町秦庄	自記テレ メータ	中和	中和土木 事務所長	0744(48)3073
大門川	大門	生駒郡三郷町立野	自記テレ メータ	郡山	郡山土木 事務所長	0743(51)0205

② 国土交通省

令和3年4月1日現在

流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属
新宮川(熊野川)	虻 峠	吉野郡天川村虻峠	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
新宮川(熊野川)	九 尾	吉野郡天川村九尾	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
新宮川(熊野川)	川 迫	吉野郡天川村北角	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
新宮川(熊野川)	天 辻	五條市大塔町簾	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
新宮川(中原川)	柞 原	吉野郡野迫川村柞原	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
新宮川(熊野川)	猿 谷	五條市大塔町辻堂	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川	入之波	吉野郡川上村入之波字二股谷	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川	柏 木	吉野郡川上村北和田	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川(中奥川)	中 奥	吉野郡川上村中奥	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川(大和丹生川)	夜 中	五條市西吉野町夜中	自記テレメータ	和歌山河川国道事務所
紀の川	大台ヶ原	吉野郡上北山村小椽大台山	自記テレメータ	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川	武 木	吉野郡川上村武木	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川	妹 背	吉野郡吉野町河原屋	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川(高見川)	高 見	東吉野村小栗栖	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
紀の川	大 滝	川上村字大滝	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統合管理事務所
大和川(初瀬川)	初 瀬	桜井市岩坂	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(布留川)	天 理	天理市石上町 天理北中学校	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(寺川)	八 木	橿原市新賀町 八木中学校	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(葛城川)	葛 城	御所市室	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(竜田川)	生 駒	生駒市門前町	自記テレメータ	大和川河川事務所
	檜 木	大和郡山市矢田町矢田山国有林	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川	王 寺	生駒郡三郷町勢野東6丁目	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(佐保川)	川 上	奈良市川上町向山内石ヶ峰	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(葛下川)	当 麻	葛城市長尾	自記テレメータ	大和川河川事務所
大和川(岡崎川)	北窪田	生駒郡安堵町窪田	自記テレメータ(ロガー)	大和川河川事務所
淀川(布目川)	針ヶ別所2	奈良市針ヶ別所町字ハカノツリ96-3	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
淀川(青蓮寺川)	土屋原2	宇陀郡御杖村土屋原	自記テレメータ	紀伊山系砂防事務所
淀川(神末川)	神 末	宇陀郡御杖村神末	自記テレメータ	紀伊山系砂防事務所

② 国土交通省（つづき）

流域河川名	観測所名	所在地	種 別	観 測 所 属
淀川(太良路川)	太良路	宇陀郡曽爾村太良路	自記テレメータ	紀伊山系砂防事務所
淀川(笠間川)	香酔山	奈良市都祁吐山	自記テレメータ	紀伊山系砂防事務所
淀川(宇陀川)	榛原 2	宇陀市榛原区下井足宇陀川河川敷	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
淀川(内牧川)	高井 2	宇陀市榛原高井	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
淀川(芳野川)	岩端 2	宇陀市菟田野区岩端143	自記テレメータ	木津川上流河川事務所
淀川(阿清水川)	龍 口	宇陀市室生区西谷	自記テレメータ	紀伊山系砂防事務所
淀川(青蓮寺川)	曾 爾	宇陀郡曾爾村塩井字念仏堂19	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(芳野川)	古市場	宇陀郡菟田野区古市場1207	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(布目川)	井之市	天理市福住町9247-3	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(布目川)	峰寺	山辺郡山添村峰寺地先	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(布目川)	布目ダム	奈良市北野山町869-2	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(名張川)	神末	宇陀郡御杖村神末奥山	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(名張川)	菅野	宇陀郡御杖村菅野字ウジ谷	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(名張川)	笠間	宇陀市室生上笠間	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(青蓮寺川)	桃俣	宇陀郡御杖村桃俣小字堂前	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(青蓮寺川)	伊賀見	宇陀郡曾爾村伊賀見字伊賀見河川敷	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(宇陀川)	大字陀	宇陀市大字陀拾生	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(宇陀川)	内牧	宇陀市榛原内牧	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(宇陀川)	室生	宇陀市室生下田口	自記テレメータ	(独)水資源機構
淀川(宇陀川)	室生ダム	宇陀市室生大野	自記テレメータ	(独)水資源機構

1 伝達系統概念図

[illegible]

228

2 奈良地方気象台の措置

気象予警報等を発表したときは、速やかに次の各機関に通知する。

奈良県防災統括室

国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所

日本放送協会奈良放送局

西日本電信電話株式会社（N T T西日本）

3 県の措置

県防災統括室は、奈良地方気象台から気象予警報、特別警報等の発表または解除に関する通知を受けたときは、県防災行政通信ネットワーク等により市町村、消防本部等関係機関に伝達する。

4 県警察本部の措置

気象予警報等の通知を受けたときは、次により関係所属に伝達する。

- （1）県警警備第二課は、速やかに部内の関係課及び県内警察署に伝達する。伝達は、警察電話または警察無線等によって行う。
- （2）伝達を受けた警察署は、速やかに県内交番及び駐在所に伝達する。
- （3）気象予警報等に伴ってその対策を要するときは、警報の伝達と併せてまたは別個にその対策をそれぞれ指示する。

5 市町村の措置

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

- （1）N T T西日本からの伝達は、警報の種別のみであるから、県防災行政通信ネットワーク、ラジオ、テレビ放送、あるいは最寄りの警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- （2）異常現象を発見又は通報を受けたときは、県及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。
- （3）県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。
- （4）火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。
- （5）市町村から住民への伝達系統等必要な事項は、市町村地域防災計画に定める。

6 特別警報にかかる市町村の措置

特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、市町村地域防災計画等に基づく伝達手段により管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

7 放送機関の措置

気象予警報等の通知を受けたときは、できる限り速やかに県内の住民及び関係機関に周知徹底するために、適宜の方法により放送する。放送にあたっては、警報等の内容を考慮し、その徹底のため放送時間、放送回数等に留意して行う。

8 NTT西日本の措置

気象庁より警報の通知を受けたときは、県内各市町村に直ちに通知する。

9 その他の措置

災害の発生その他の事故により気象予警報等の伝達について本計画に定める措置にすることができないときは、関係機関が相互に連絡を取り気象予警報等が速やかに市町村及び住民に周知徹底できるよう応急的な措置を講ずる。

第3 早期災害情報の収集

1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知するため、国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システムを活用し大規模崩壊発生に関する情報収集に努める。

2 実施機関

（1）県・市町村等（消防本部等含む）

県・市町村等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

（2）指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

特に、国土交通省から派遣される専門家集団で構成されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）と TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と連携し、災害情報を収集する。

3 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、あらかじめ職員を選定し、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県に報告する。また、県と市町村の間の連絡調整等の業務に従事する。

その他、必要な事項については、「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づくものとする。

4 ヘリコプター等による情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター及び無人航空機等により情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（「第3章第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」「第3章第14節 受援体制の整備」参照）

5 民間事業所による情報収集

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

6 ボランティアによる情報収集

砂防巡視員、砂防ボランティア等からの災害情報収集を行う。

7 異常現象発見者の通報

（1）発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村または警察官に通報する。

（2）市町村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村に通報する。異常現象の通報を受けた市町村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

第4 災害情報の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（要配慮者については、「第3章第4節 要配慮者の支援計画」参照）。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	保健所
2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、 避難世帯数・避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村(県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村(県)	
5 水道施設被害	市町村	
6 農業生産用施設	市町村	県農林振興事務所
7 畜産被害	市町村	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市町村	県農林振興事務所
9 農地、農業用施設被害	市町村	
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	
11 林産物、林産施設被害	市町村	
12 商工関係被害	市町村(県)	
13 公共土木施設被害	市町村(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市町村
16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会	市町村
17 文化財被害	県	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	

2 報告の基準

(1) 即報基準

市町村等は、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 奈良県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- ④ 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの。
- ⑤ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑥ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑦ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ⑧ 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

⑨ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

⑩ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

(2) 直接即報基準

市町村等は、(1)の⑤、⑥及び⑦のうち、死者又は行方不明者が生じたもの（該当するおそれがある場合を含む。）について、県に加え、直接消防庁に報告をするものとする。

第5 市町村防災担当課から県防災統括室への報告

1 報告系統

市町村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

市町村防災担当課は、「第4 2(1)即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

また、「第4 2(2)直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告するものとする。

3 被害状況即報

市町村防災担当課は、「第4 2(1)即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4 災害確定報告

市町村防災担当課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

5 災害年報

市町村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

第6 報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

第7 報告を行うことができない場合

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市町村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第8 市町村事業担当課等から県事業担当課への報告

1 市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第4 災害情報等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

2 県事業担当課

- （1）県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。
- （2）県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて所管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

3 関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

4 県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

第9 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

（1）被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

（2）被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

（3）被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範

囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県、市町村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

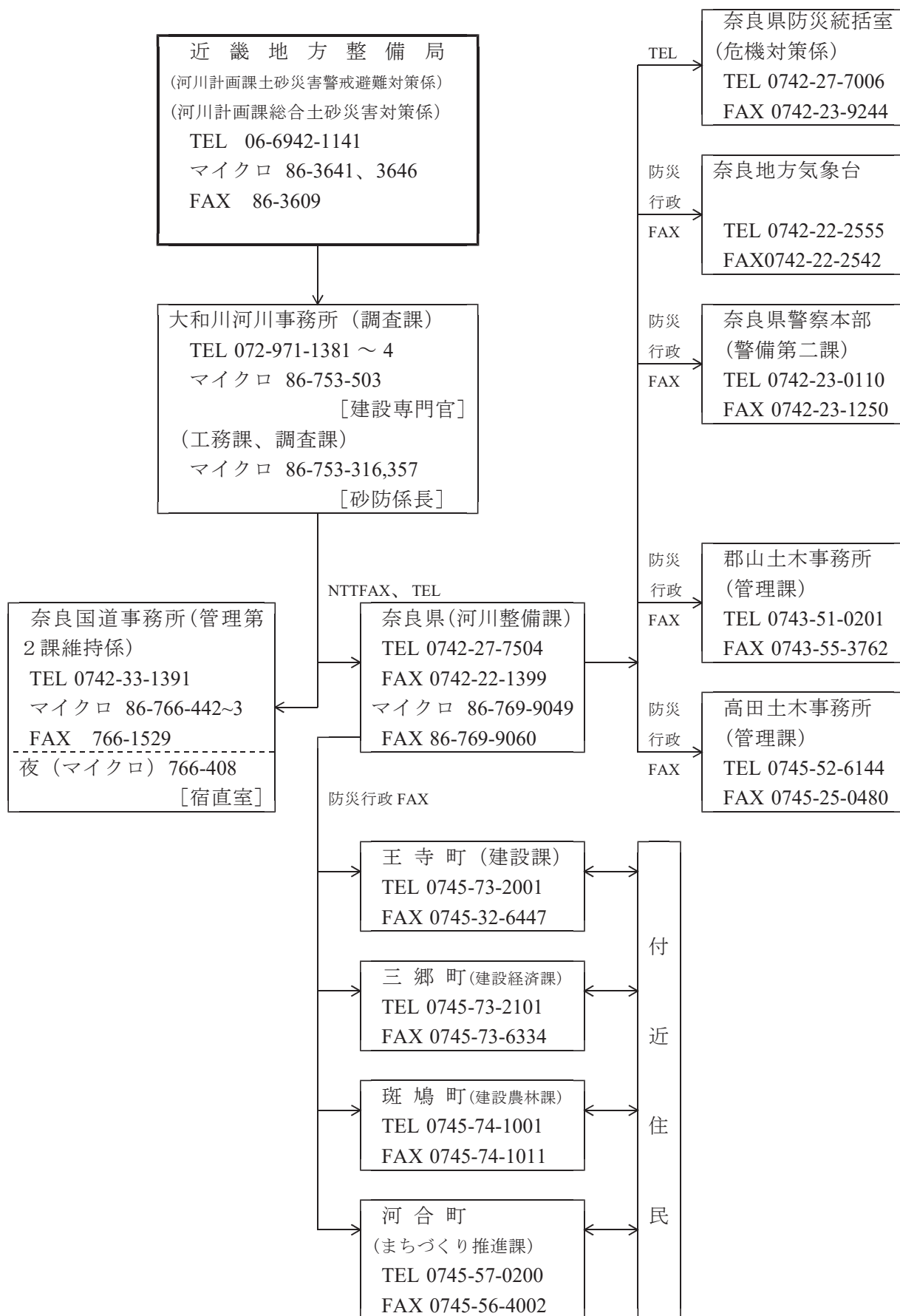
3 被災者に関する情報の利用

県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第10 亀の瀬地すべり地区への対応

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所から「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合は、以下の連絡系統により速やかに関係機関に連絡を行い、連絡を受けた機関は必要な対策を講じることとする。

〈亀の瀬地すべり地区関係連絡系統〉



第8節 長期停電対策計画

(防災統括室)

大規模災害により停電・通信障害が発生した場合には、長期化を防止するため、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。県は、ライフライン施設管理者等と相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。また、重要施設等の燃料不足に対して、関係機関と連携の上、迅速な対応を図るものとする。

第1 県による情報収集と応急対策の検討

- 1 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。
- 2 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

第2 電気事業者等の役割及び連携

- 1 県は、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。
- 2 県、市町村、指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

第3 重要施設に対する燃料供給

- 1 県は、奈良県石油商業組合との「災害時における燃料供給に関する協定書」により、災害時等の燃料供給の優先供給を円滑に行うものとする。
- 2 県は、県内だけで燃料調達が困難なときは、「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府対策本部に対し、実施されていない場合にはエネルギー庁に対し、石油連盟の災害情報収集システムを活用のうえ、燃料供給を要請し、国や石油連盟、全国石油商業組合連合会の調整により、重要施設に燃料供給を行うものとする。
- 3 県は、災害時の状況に応じて、燃料供給のための重要となる道路を優先的に啓開する。

第9節 県消防防災ヘリコプターの活動計画

(消防救急課)

県は、災害時等において、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件が運航可能な時、積極的にその活用を図る。また、災害発生時には速やかに被害の実情把握に努め、市町村等からの要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるように運航計画を調整する。

第1 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施する。

第2 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

- 1 救急活動
- 2 救助活動
- 3 災害応急対策活動
- 4 火災防衛活動
- 5 広域航空消防防災応援活動

第3 各関係機関の相互協力

緊急運航が必要な市町村長等は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

第4 市町村等の受入体制

緊急運航を要請した市町村長等は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

(防災統括室)

救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、迅速・的確に連絡を取り、派遣を要請、受入の調整や準備を行う。

第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

市町村等からの県消防防災ヘリコプターの派遣要請は、「第3章第9節 県消防防災ヘリコプターの活動計画」による。

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第14節 受援体制の整備」による。

陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班
電話 0774-44-0001 内線233・239・235・236
(夜間・休日は当直室 内線212・302)
防災行政通信ネットワーク TN-571-91 (夜間は当直室TN-571-92)

第3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部警備第二課・地域課 内線5802 (県庁からは内線5527)
電話 0742-23-0110 内線3572 (県庁からは内線5517)

第4 海上保安庁へのヘリコプター派遣要請

海上保安庁へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第14節 受援体制の整備」による。

大阪海上保安監部警備救難課
電話 06-6571-0222

第5 近畿地方整備局へのヘリコプター要請

近畿地方整備局へのヘリコプター等の派遣要請は、「第3章第14節 受援体制の整備」による。

近畿地方整備局防災室
電話 06-6942-1575
近畿地方整備局災害対策本部
電話 06-4790-7520、7521

第6 市町村の受入準備

市町村はヘリコプター等の派遣等の事実を知り又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- 1 ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- 2 離着陸地点には㊦記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- 3 ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- 4 ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。
表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- 5 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- 6 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、市町村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

第7 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- 1 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合
- 2 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- 3 日没後
- 4 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第8 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県、市町村等が連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第11節 通信運用計画

(防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)

県は、県・市町村・消防及び防災関係機関相互間の情報収集、伝達を確保するために県防災行政通信ネットワークを利用する。大規模災害時等の緊急時には、国との情報連絡手段として非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）や総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県を結ぶ消防庁消防防災無線を利用する。

第1 通信手段

1 県防災行政通信ネットワーク

県防災行政通信ネットワークは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。

県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、市町村等から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により行う。

なお、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通話の統制を行う。

2 中央防災無線網

中央防災無線網は、大規模災害発生時等の緊急時に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部を結ぶ通信網で、迅速な情報交換や意志決定を図るために活用する。

3 消防庁消防防災無線網、国土交通省水防道路用通信網、警察無線

消防庁消防防災無線網、国土交通省水防道路用通信網及び警察無線を、災害時に国及び他府県との連絡手段に活用する。

4 電話設備

(1) 災害時優先電話

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、県及び市町村等はNTT西日本と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

(2) 孤立防止用無線電話

NTT西日本が消防団詰所等に設置している孤立防止用無線電話は、一般加入電話の途絶等に際し活用する。

5 防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

6 非常の場合の通信

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を非常通信経路により行う。

7 衛星携帯電話等

災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話等が不足する場合、県は、国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。

第2 応急復旧

1 県防災行政通信ネットワーク施設

県は、有線系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災等で有線系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また、衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線設備も被災した場合は、衛星携帯電話回線を利用する。更に、衛星携帯電話も利用できない場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の通信回線の確保にあたる。

2 その他通信施設

その他、防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設等の管理者は、通信施設が被災によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図るものとする。

第12節 広報計画

(防災統括室、総務部知事公室)

災害時に、県民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

第1 県の広報活動

県は、県全域を対象に、状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。広報活動を行うに当たっては、適切に災害の逼迫感を伝え、住民の自発的な避難行動に直結する「伝わる」情報発信を行うよう留意するとともに、二次災害を防止するための必要な情報等発信を行うものとする。また、風評被害等の発生を抑制するため、被災地域の情報が適切に発信され、容易に入手できる環境の整備に努める。

1 広報の内容

- (1) 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- (2) 気象予報・警報に関する情報
- (3) 二次災害に関する情報
- (4) 避難に関する情報
- (5) 公共交通機関の被害及び運行状況
- (6) 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
- (7) 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- (8) 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- (9) 医療救護所・医療機関等の開設状況
- (10) 給食、給水に関する情報
- (11) 生活必需品等の供給状況
- (12) 県民の心得等県民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- (13) その他必要と認められる情報

2 広報手段

- (1) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、SNS、デジタルサイネージ（放映型電子案内板）等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運営業者に対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進める等、平常時より連携を深め、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。

- (2) 緊急に伝達する必要がある場合、ヘリコプター等により伝達する。
- (3) 緊急を要するもので特別の必要がある場合、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対して放送の要請を行う。
- (4) 報道機関への情報発表
報道機関の協力を得て、極めて広範囲にかつ迅速に必要な情報を伝達できるよう、平常時より連携を深め、災害対策本部は、災害、復旧に関する適切な情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。
- (5) 要配慮者への広報の配慮
データ放送、外国語放送などの広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

第2 各機関の広報活動

1 市町村

市町村は、「第1 県の広報活動、1 広報の内容」の広報を、被災地域及び被災者に対して直接的な広報活動を行う。

- (1) 広報手段
 - ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
 - ② 自治会等に対する緊急避難情報の伝達
 - ③ 住民相談窓口の開設
 - ④ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
 - ⑤ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

2 ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道）

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

- (1) 広報の内容
 - ① 被災により使用できない区域に関する情報
 - ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
 - ③ 使用可能な場合の使用上の注意
- (2) 広報手段
 - ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
 - ② 利用者相談窓口の開設
 - ③ 報道機関への報道依頼
 - ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

3 公共交通機関

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ① 被災による不通区間の状況
- ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
- ③ 臨時ダイヤに関する情報

(2) 広報手段

- ① 乗降場での印刷物の配布・掲示
- ② 場内、車内利用者相談窓口の開設
- ③ 報道機関への報道依頼
- ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

第3 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

- (1) 広報・記録班は、写真班を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。
関係機関は、災害写真等を撮影したときは、速やかに広報・記録班に提供する。
- (2) 広報・記録班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第4 災害情報センター

災害発生時には、県民からの多数の問い合わせを、正確かつ迅速に対応できるよう、総合相談班に災害情報センターを開設する。

第13節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）

（防災統括室、関係部局）

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、県としての対応、市町村や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 被災地への人的支援

- 1 県は、迅速に被災地にリエゾンを派遣し、被害情報を収集するとともに、被災地のニーズを把握する。
- 2 県は、災害時における応援協定、全国知事会、関西広域連合、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。
- 3 県は、NPOや企業、民間団体など各関係機関と連携してボランティアバスの運行等、県内ボランティアの被災地での活動を支援する。
- 4 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第2 県内への避難者の受入対応

- 1 奈良県への避難者に対しては、市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。
- 2 県は、県内に避難してきた被災者に関する情報を市町村と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第3 物的支援

物的支援に関しては「第3章第23節 食料、生活必需品の供給計画」に基づき迅速に対応する。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第3章第28節 ボランティア活動支援計画」に基づく。

第5 奈良県災害支援対策本部の設置

上記支援に対応するため被災状況に応じて、知事が必要と認めた場合は奈良県災害支援対策本部を設置する。

奈良県災害支援対策本部の各部・各班の事務分掌は次表のとおりとする。

奈良県災害支援対策本部 事務分掌

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
本 部 事 務 局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事
	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事
知 事 公 室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行う事
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事
	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事
総 務 部 部 長 (総務部長) 副 部 長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しない事
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事
文化・教育・くらし創造部 部 長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副 部 長 (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しない事
	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事
	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事
	こども家庭班 ○ (奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
福 祉 医 療 部 部 長 (福祉医療部長) (医療・介護保険局長) (医療政策局長) 副 部 長 (福祉医療部局 次長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長) ○ (企画管理室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動調整等に関する事 2. 本県への避難者の生活支援に関する事 3. 本県への避難者のニーズ把握に関する事
	救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事【医療保険課】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事【地域福祉課保護係】
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関する事
	長寿社会班 (介護保険課) (地域包括ケア推進室長)	1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関する事
	医療総務班 (医療政策局次長) ○ (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (薬務課長) (企画管理室補佐)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関する事 2. 保健医療活動チーム(DMAT、DPAT、保健師チーム等)の派遣・活動調整に関する事 3. 保健医療活動に関する事
	保健支援班 ○ (健康推進課長) (疾病対策課長) (新型コロナワクチン接種推進室)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関する事 2. 保健師等の派遣に関する事
水循環・森林・景観環境部 部 長 (水循環・森林・景観環境部長) 副 部 長 (水循環・森林・景観環境部次長)	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する事 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する事
産業・観光・雇用振興部 部 長 (産業・観光・雇用振興部長) (観光局長) 副 部 長 (産業・観光・雇用振興部次長)	救援物資班 ○ (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (産業振興総合センター所長) (企業立地推進課長) (雇用政策課長) (外国人・人材活用推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事
食と農の振興部 部 長 (食と農の振興部長) 副 部 長 (食と農の振興部次長)	救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所 掌 事 務
県土マネジメント部 部 長 (県土マネジメント部 (地域デザイン推進局長) 副 部 長 (県土マネジメント部・地 域デザイン推進局理事) (県土マネジメント部次長)	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関すること
	建築班 ○ (建築安全推進課長) (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関すること
	住宅班 (住まいまちづくり課長) (※3)	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関すること 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関すること 3. 住宅相談窓口の設置に関すること
水 道 部 部 長 (水道局長)	水道支援班 (水道局総務課長) (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関すること 2. 災害時における応急給水の確保に関すること
教 育 部 部 長 (教育長) 副 部 長 (教育次長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 避難所となった学校施設に関すること
警 察 部 部 長 (警察本部長) 副 部 長 (警務部長) (警備部長)	総括班 (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・警備第二課長)	1. 警察業務に関すること

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

※3 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）

（防災統括室、消防救急課、関係機関）

県内において災害が発生し、県及び被災市町村では、応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関（消防、警察、自衛隊その他の関係機関）からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう、連携体制を整備する。

第1 県と市町村の相互協力

県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、災害発生時、相互応援を実施する。

また、県は「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」に基づき、被災市町村への応援・調整等を行う。

第2 緊急消防援助隊の応援要請計画

知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

1 応援要請

（1）知事への応援要請

被災地の市町村長は、被害の状況、当該市町村の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

（2）消防庁長官への応援要請

知事は、被災地の市町村長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したとき（死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときを含む。）は速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

知事は、災害の規模等を照らし緊急を要する場合は、被災地の市町村長からの要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。

緊急消防援助隊の応援に関する知事の要請は、迅速化を図るため次のとおり段階的に行うものとする。

- ① 直ちに、電話（災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む）

以下同じ。）により緊急消防援助隊の応援の要請を行う。

- ② 災害の概況、出動を希望する区域・活動内容等が明らかになり次第、電話によりこれらを報告する。
- ③ 詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する（報告は、ファクシミリにより行い、併せて電子メールによっても可能）。

また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う際は、同時に緊急消防援助隊の応援の必要性についても検討するものとする。

（3）代表消防機関及び被災地の市町村長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたときは、その旨を代表消防機関及び被災地の市町村長に連絡する。

2 消防応援活動調整本部の設置

緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう消防応援活動調整本部を設置する。

なお、消防応援活動調整本部は、災害発生時、県及び実働関係機関が定期的な会議の開催等による情報共有や次に掲げる事項の調整を図れるよう奈良県災害対策本部と近接した場所に設置するものとする。

- （1）進出拠点及び進出経路の確保、当該拠点への連絡員の派遣等、緊急消防援助隊の円滑な受入れに関すること
- （2）救助活動拠点、宿営場所、その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること
- （3）緊急消防援助隊等の実働関係機関の活動に必要な情報提供に関すること
- （4）燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること
- （5）実働関係機関共通の活動方針、かつ同時の安全基準、トリアージ基準等の調整に関すること
- （6）救急・地域医療搬送における搬送手段・搬送先の調整に関すること
- （7）県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援に関すること

3 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

- （1）消火活動
- （2）要救助者の検索、救助活動
- （3）救急活動
- （4）航空機を用いた消防活動
- （5）消防艇を用いた消防活動
- （6）特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- （7）特殊な装備を用いた消防活動

4 応援出動都道府県隊

本県への応援出動都道府県隊は次のとおりである。

(1) 第一次出動体制（第一次出動都道府県隊）

三重・京都・和歌山・大阪

(2) 第二次出動体制（出動準備都道府県隊）

富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川

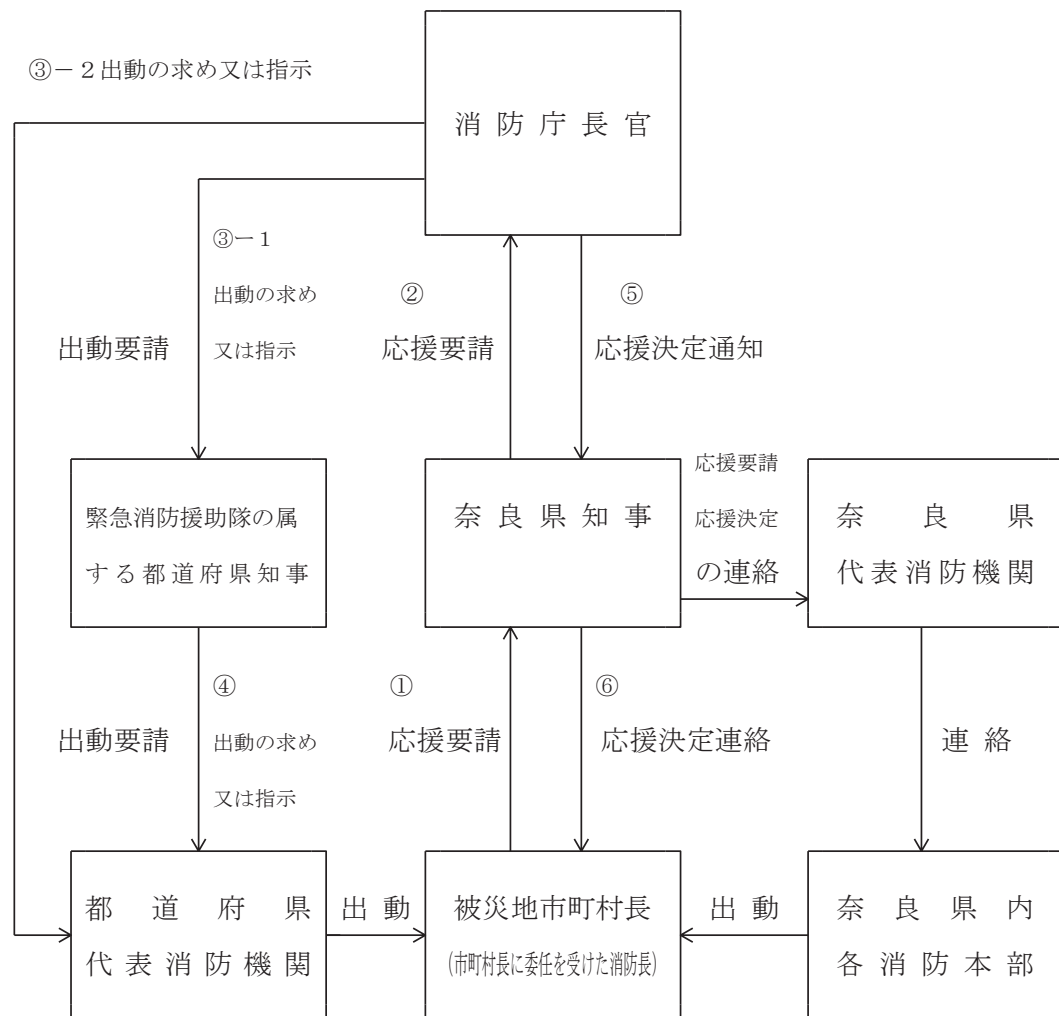
(3) 航空部隊の第一次出動体制（第一次出動航空部隊）

京都市・滋賀県・和歌山県・愛知県・名古屋市・三重県・大阪市・兵庫県・神戸市・徳島県

(4) 航空部隊の第二次出動体制（出動準備航空部隊）

東京・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・静岡市・浜松市・鳥取県・岡山県・岡山市・香川県・高知県

緊急消防援助隊応援要請の流れ



奈良県消防広域相互
応援協定に基づく出動

【消防組織法根拠法例】

- | | |
|------------------|----------------|
| ①②・・・４４条第１項 | ③－２求め・・・４４条第４項 |
| ③－１求め・・・４４条第１、２項 | 指示・・・４４条第５項 |
| 指示・・・４４条第５項 | ④ 求め・・・４４条第３項 |
| | 指示・・・４４条第６項 |

第3 警察活動に関する応援要請

県警察は、大規模な災害が発生した場合又は大規模な被害が十分に予想される場合は、警察庁及び近畿管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣など広域的な応援のための措置をとる。

（「第3章第22節 災害警備、交通規制計画」参照）

第4 自衛隊への災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際し、県民の人命又は財産の保護のため自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣は、次の事項に基づき実施する。

1 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

- （1）人命または財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
- （2）被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- （3）その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合

（「本節第4の4の（3） 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣」参照）

- （4）自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

2 災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して次の活動を行う。

（1）災害発生前の活動

偵察及び連絡（班）等の派遣

① 偵察（班）

第4施設団長は、平時より災害派遣のための基礎的情報を収集するとともに、特に災害発生が予想される場合には、直前の情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させ、又は防災関係機関等との協力を密にし有効な情報の収集活動を実施する。

② 連絡（班）

知事の要請又は第4施設団長の判断に基づき県に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等の連絡調整を行う。状況によりさらに幕僚を増派する場合もある。

（2）出動準備態勢への移行

第4施設団長は、災害発生が予想される場合は部隊本部に指揮所を開設し、情報収集等を強化するとともに、部隊の編成、器材等の準備及び管理支援態勢等、初動態勢を整える。

(3) 災害発生後の活動

① 被害状況の把握

車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

② 避難の援助、避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

③ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

⑤ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。

⑥ 道路または水路の啓開

道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。

⑦ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

⑧ 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑨ 炊飯および給水

被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

⑩ 救援物資の無償貸付

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。

⑪ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

⑫ その他臨機の措置等

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 情報の交換

県及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、おのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

4 災害派遣要請手続

(1) 自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

なお、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

また、市町村長は知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び当該市町村長の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、市町村長はこの通知をしたときは、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

(2) 要請文書等

派遣の要請は原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後すみやかに文書を作成し、正式に要請する。

(3) 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

① 各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。

(ア) 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

(イ) 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。

(ウ) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

(エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。

② 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

③ 前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。

④ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

5 派遣部隊等の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定した場合は部隊等の効果的な活動を図るため、次により受入態勢を整える。

(1) 知事は関係機関と協議し、次の事項について計画を立てる。

① 部隊担任の作業計画

② 所要資機材の確保

③ 部隊との連絡責任者、連絡場所及び方法等

④ 宿泊施設の場所及び収容能力、付帯設備等

- (2) 県防災統括室は、派遣部隊の誘導、市町村及びその他関係機関等との連絡等のため県職員を指名し、派遣部隊に同行させる。

県連絡員は、作業の状況等について県災害対策本部に報告する。

(3) 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市町村が負担するものとし、市町村において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

① 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

② ①に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

6 市町村地域防災計画で定める事項

(1) 派遣要請の要求方法

(2) 災害派遣部隊の受入態勢

① 受入準備の計画樹立

(ア) 作業計画

(イ) 連絡責任者の氏名

(ウ) 宿泊施設等の準備

② 派遣部隊到着時の措置

(ア) 派遣部隊と作業計画等の協議

(イ) 県知事への報告

7 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、撤収要請を行う場合は、各防災関係機関の長および災害派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と緊急に調整し、文書をもって撤収の要請を行う。

第5 実動機関リエゾンとの連携

円滑かつ効果的に消火、救急・救助活動を行うため、各実動部隊のリエゾンと県が連携し、救助・救急、消火活動等に資する情報の共有及び分担地域・業務の調整を行う。

第6 海上保安庁への災害派遣要請計画

1 災害派遣の適用範囲

海上保安庁は、「災害時の応援に関する申合せ（平成22年7月23日）」に基づき、次の場合救援のため航空機等を派遣する。

- (1) 天災地変その他救済を必要とする場合であって、知事から要請があったとき
(2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合であって、知事から要請があったとき

2 災害派遣に関する活動内容

- (1) 航空機等による被害状況調査
(2) 航空機等による被災者の捜索救助
(3) 航空機等による被災者等の搬送及び救援物資等の輸送
(4) その他県又は市町村が行う災害応急対策への支援

3 情報の交換

県及び海上保安庁は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、おのこの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

4 災害派遣要請手続

派遣要請手続及び要請内容は、自衛隊派遣要請の場合に準じて行う。

第7 近畿地方整備局への災害派遣要請計画

「災害時の応援に関する申合せ（平成17年6月14日）」に基づき、災害が発生した場合は、必要に応じ、災害時の応援を行う。

1 災害派遣の適応範囲

近畿地方整備局は、次の場合、災害対策用機材等及び人員（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）含む）を派遣する。

- （1）公共施設等に災害が発生し又はその恐れがあり、奈良県により要請があった場合。
- （2）災害が発生した場合、その事象に照らし特に緊急を要し、（1）の要請を待つ暇がないと認められる場合。

2 災害派遣に関する活動内容

- （1）被害状況の収集・伝達
- （2）災害応急復旧
- （3）二次災害の防止
- （4）その他必要と認められる事項

3 災害派遣要請手続

近畿地方整備局へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

第8 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定

1 趣旨

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合に、他の県が応援する。なお、近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定による応援活動が実施された場合は、これによる。

2 相互連絡体制等の整備

三県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に通知する。

三県は、災害等相互応援体制をより堅固なものとするため県境を越えた市町村間の協力体制の構築促進に努める。

3 応援の種類

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資の提供及び斡旋
- （2）被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材物資の提供及び斡旋
- （3）施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋

- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者及び傷病者の搬送及び受入れ
- (6) ヘリコプターの活用による応援
 - ① (1) から (5) までに掲げる応援
 - ② 林野火災空中消火
 - ③ 救急患者等の搬送
 - ④ 遭難者等の捜索及び救助
 - ⑤ その他ヘリコプターの活用による応援が有効と認められる事項
- (7) その他特に要請のあった事項

4 応援の自主出動

災害が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行う。

第9 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

1 応援要請

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、応援要請を行う。

2 緊急派遣

府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合で、甚大な被害が推測されるときは、府県及び関西広域連合は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、情報収集活動を行う。

情報収集等の結果、特に緊急を要し、当該府県の要請を待つ暇がない場合は、府県は、要請を待たずに緊急派遣を行うことができる。

3 物資等の携行

応援府県及び関西広域連合は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等は携行する。

4 定期的な合同訓練の実施

協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施する。
 （「第2章第7節 防災訓練計画」参照）

5 その他

応援の種類、応援経費の負担、資料の交換等の基本的な事項については別に定める。

第10 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

県は、「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」における応援活動をもってしても十分な応急対策が実施できない場合は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

1 応援要請

県は、近畿ブロック知事会の中から、あらかじめ定めている幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援に関する事項を明らかにして要請するも

のとし、幹事県等は、本県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡する。

2 全国知事会による応援調整等

全国知事会は、幹事県等から本県の被害状況及び広域応援の要請内容の連絡を受け、各ブロックとの調整を行った上で、本県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県及び本県に応援要請の内容を連絡する。

その後、広域応援計画に基づき各都道府県の応援が実施されることとなる。

3 広域応援の内容

広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋である。

（資料編「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」参照）

第11 他府県等への応援要求計画

法第74条の規定に基づき、他府県の知事に対し応援を求めるときの計画は次による。

また、応援を求める業務や受け入れ手順を定めた受援マニュアルに基づき、他府県等からの応援の受け入れ、マッチング等を行う。

1 応援要求は、次に掲げる場合において知事が行う。

- （1）災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるとき。
- （2）県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるとき。

2 連絡の方法等

応援要求は原則として文書（自衛隊派遣要請書に準ずる）によるが緊急を要する場合にあっては電話その他の方法により行う。

3 費用の負担

知事が応援の要求を行ったときは、原則として県において負担するものとするが、実情に応じて、災害発生箇所の市町村、県及び応援を行った府県と協議の上、負担割合を定める。

4 応援の受入体制

県は、他府県等からの人的支援受入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」を作成し、応援受入体制の整備をしておくものとする。

他府県等からの人的応援に備えた体制として、部局横断型の応援受入班を編制しておくとともに、国や他機関等からの視察の調整のための視察対応班を増強する。

また、航空運用調整班を設置する。

第12 滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定

1 趣旨

滋賀県及び奈良県において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定める。

2 応援要請

この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- (3) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (4) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

3 経費の負担

- (1) 応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費は、応援側の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。
- (3) 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

第13 広域航空消防応援要請計画

大規模な地震災害時に、広域航空消防による応援を求める計画は次による。

1 対象とする災害

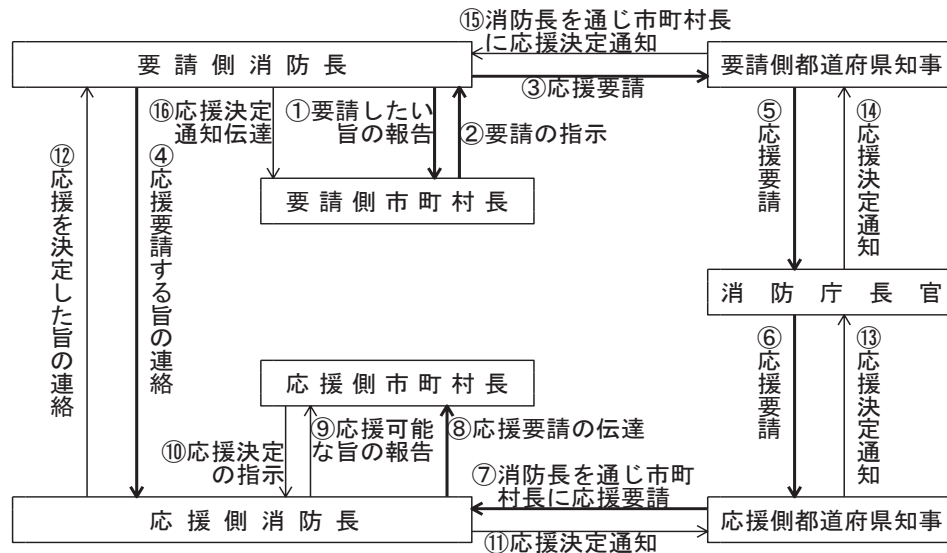
広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震等の自然災害
- (2) 陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

2 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として、電話、無線、FAX等により行い、後日、正式文書を送付する。

広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



3 応援の受入体制

市町村は、あらかじめ広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成する。

県は、市町村の受入体制を補完するため、空中消火剤を備蓄する。

4 費用の負担

応援に直接要するへの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請市町村が負担するものとする。

第14 日本赤十字社飛行隊への派遣要請計画

日赤飛行隊の派遣要請については、次に定めるところによる。

- 1 災害の発生時に救護班・医療品の緊急輸送、災害の状況視察及び人命救助等のために飛行機の派遣を必要とするときは、知事が要請を行う。
- 2 緊急時の派遣要請は、総務情報班から日本赤十字社奈良県支部あてに行う。
- 3 派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊の派遣要請の場合に準じて行う。

第15 保健医療活動に係る受入体制の整備

国、他都道府県等公共団体、医療関係機関等からの保健医療活動に関する応援は、保健医療活動計画（本章第20節）に基づき、保健医療調整本部において調整を行い、受入体制を整備する。

第16 I S U Tの受け入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるI S U T（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。I S U Tは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防災対応を支援する役割を持つ。

県及び市町村は、必要に応じて派遣されるI S U Tとも連携し、対応に当たるものとする。

第15節 公共土木施設の初動応急対策

(県土マネジメント部)

大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

第1 被災直後の初期段階での対応

1 国・市町村等との連携

県は、地元からの被害情報が集中する市町村から被害情報が集中する市町村からの情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種関係機関、団体等の協力も得て以下の（１）～（４）等についての内容について実施する。

- （１）現地の被害情報の収集
- （２）緊急対応に必要な資機材の提供
- （３）河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- （４）被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局が実施する TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）との連携を図る。

2 県による情報収集と応急対策の検討

- （１）道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。さらに、被害状況把握の迅速化を図るためヘリコプターなどを活用する。
- （２）一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標）などによる位置の特定を行う。
- （３）被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
- （４）被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。
- （５）地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施する。

第2 県による県民や市町村等への情報提供

- 1 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- 2 報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を県のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く県民への周知を行う。

- 3 市町村との連携を図り、村内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。
- 4 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として市町村等へ提供する。

第16節 道路等の災害応急対策計画

(水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部)

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

第1 被害状況の把握と情報発信

1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の可否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

2 情報収集の実施体制

(1) 土木事務所（災害緊急点検の実施主体）

道路施設をはじめ、県における公共土木施設の被害状況の把握と応急対応の実施は、関係機関及び団体の協力・応援を得て、各土木事務所が主体的に実施し、状況を逐次、事業担当課に報告する。

(2) 事業担当課（情報集計）

事業担当課は、調査事項毎に市町村の被害状況等を取りまとめるとともに、掌握した被害状況等について主管部長、土木統括班（県土マネジメント部企画管理室）及び国（近畿地方整備局）に報告する。

(3) 土木統括班（情報照査）

土木統括班（県土マネジメント部企画管理室）は、事業担当課からの情報を県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

一方、土木統括班は、県防災統括室からの情報等と照合し、情報相互に不整合がある場合には、事業担当課を通じて確認を行い、情報の訂正、整合を図る。

なお、県防災統括室及び関係各課からの情報で、事業担当課が把握していないものは、速やかにその情報を伝達する。

(4) 災害対策本部事務局（情報統括）

災害対策本部事務局（県防災統括室）は、土木総括班（県土マネジメント部企画管理

室)及び市町村等関係機関から報告のあった被害状況について事項別に集計し、内閣総理大臣(窓口:消防庁)に報告するとともに、必要がある場合は関係機関に連絡する。

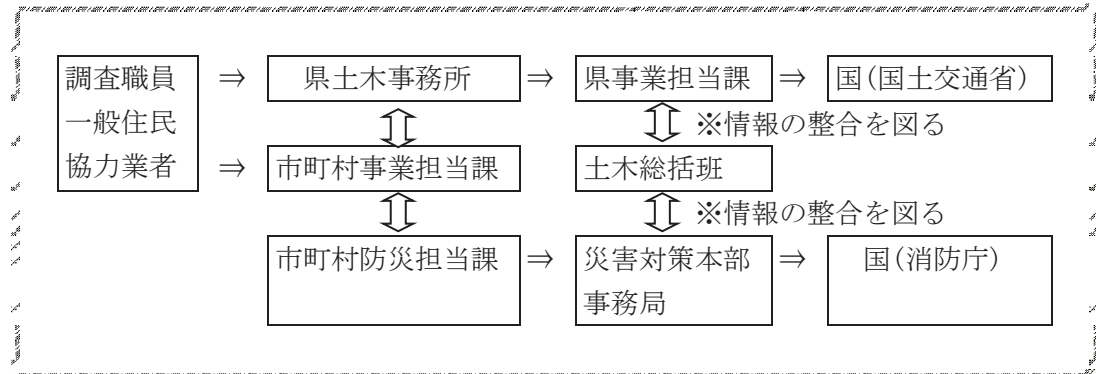


図 情報の流れ

3 関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期すること。

(1) 市町村事業担当課との協力

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の土木事務所に報告するとともに、各市町村の防災担当課を通じて、県防災統括室に報告する。

一方、地元市町村には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所側からも積極的に情報収集を行う。

(2) 警察署、消防署との情報共有

市町村と同様に、一般住民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、その中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれるので、定期的に情報交換を行う。

(3) 近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力

近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、大規模自然災害等により高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動(リエゾン、TEC-FORCE)を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。

一方、NEXCO西日本とは「包括的相互協力協定書」第3条に基づく「災害時などにおける相互協力に関する協定書」に基づき、災害時等における相互協力を行う。

(4) 道路占用者からの情報収集

道路機能の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被災状況が大きく影響するため、施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

4 県管理道路等の情報収集

(1) パトロールによる被害状況調査(災害緊急点検)

土木事務所は、県管理施設である道路、河川等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助

活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

各土木事務所は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を予め定め、災害が発生した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、早期に被害の概要を把握するため、事業担当課及び主管課は、必要に応じ県災害対策本部に要請して、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる情報収集を実施する。さらに、上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合には、県災害対策本部が自衛隊及び他府県に対し応援を要請する。

（２）参集途上職員の情報収集

災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合に、自宅から担当勤務公署へ参集する県職員は、参集途上において可能な限り県管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に所定の様式で管轄の土木事務所に状況を報告する。

（３）災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に、施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。

（４）一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を日頃より整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に山間地域においては目印となる建物等が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく平常時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、道路への距離標等の設置を進める。

なお、一般通行者から県事業担当課に寄せられた情報は、直ちに管轄の土木事務所に転送し、情報の集約を図る。

（５）情報の一元化管理

土木事務所においては、災害発生時には自らの災害緊急点検結果に加えて、管内の市町村や警察、消防署、道路占有者、交通事業者等の関係機関や、一般通行者、沿道住民等、あらゆる方面からの情報が大量に寄せられることとなるので、その情報を的確に整理し、道路啓開や応急対策を計画的に実施しなければならない。

このため、一般通行者等からの情報収集体制に加えて、緊急時を想定した情報処理の訓練を実施し、情報を一元管理できる体制を構築する。

5 情報発信

県及び市町村は、災害時に県民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、県民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて県民へ広報する。

(1) 県民に対する広報の内容

- ① 道路等の土木施設の被害状況
- ② 交通規制の状況
- ③ 迂回の方法
- ④ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- ⑤ 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ① 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導
- ② 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布
- ③ 市町村内防災放送による地域住民への周知
- ④ 報道機関への情報提供
- ⑤ 奈良県ホームページ、県道路規制情報ホームページへの記載
- ⑥ 県メール配信システムの活用
- ⑦ 道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供
- ⑧ 国、警察との連携による広域情報発信

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に放送を依頼する。

また、県民からの多数の問い合わせに対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。

第2 道路啓開と応急対策

1 道路啓開

(1) 道路啓開の実施

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため、土木事務所は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。重要物流道路（代替・補完路を含む）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通

じて県民へ広報する。

(2) 雪寒対策作業の実施

土木事務所は、道路の除雪、凍結箇所の融解等の雪寒対策作業の必要性が生じた場合は、速やかに直営又は予め委託した雪寒対策作業委託業者に指示して、除雪又は融雪剤の散布を行う。

(3) 負傷者の救援

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(4) 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、ただちに道路管理者に通報する。また、緊急時には、当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

(5) 作業計画の立案

土木事務所は、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。計画立案においては、警察や消防、市町村、道路占用者等の関係機関と、相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。

(6) 指揮系統の明確化

迅速に道路啓開を実施するためには、指揮系統の明確化と作業状況の一元化管理が重要である。このため、土木事務所では情報処理訓練に加えて、啓開作業を指揮する体制を整え、支援団体を含めた災害対応の訓練を実施する。

2 災害応急対策

土木事務所は、事業担当課、庁内主管課と連携し、集められた災害情報や被災箇所の点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。

(1) 二次災害の防止

土木事務所は、災害発生後の現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大すると予想される場合には応急措置を講じるとともに、孤立集落や被災状況等を踏まえて通行車両や通行時間等の制限や通行止め等の措置を行い、道路利用者の安全を確保する。

また、被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などによる監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

(2) 緊急輸送道路の確保

被災地域において、二次災害を最小限に抑え、速やかに復旧活動を行うためには、緊急輸送路の確保が重要である。

このため、道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、予め指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。

（３）交通規制と迂回路の設定

土木事務所は、被災箇所において車両の通行止め等の規制を行った場合には、関係機関との連携を図りつつ、可能な限り迂回路を設置し通行者を適切に迂回路へ誘導する。

また、緊急物資や復旧資材等の輸送に必要な場合や、被災箇所の機能復旧に時間を要する場合については、仮設道路や仮設橋を設置して代替え機能を確保する。

道路の通行規制や迂回路の情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

（４）交通マネジメント

近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町村等で構成する「災害時渋滞対策協議会」を組織する。

３ 支援体制

（１）災害協定に基づく各種団体への協力要請

大規模災害により道路、橋梁、あるいは他の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、被災状況を調査するとともに、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧措置を講ずる必要がある。

このため、土木事務所長は、必要に応じ防災協定を締結している各種団体等の協力を得て、資機材及び労力を確保し、重点的に道路啓開を行うとともに、二次災害の防止などの初動応急対策を実施する。

（２）被災地域への人的応援体制

被災地域の土木事務所においては、安全な交通機能を確保するための応急対策に多大な労力が必要となるため、人的支援が不可欠である。また、市町村の中には土木技術者が限られている自治体も多いため、県からの人的支援が必要である。

このため、通常時より、災害が発生した場合において比較的被災が少なかった地域の土木事務所や県庁から柔軟に技術職員の応援を行う緊急動員体制を構築しておく必要がある。また、大規模な自然災害等の場合は、他府県の技術職員や近畿地方整備局の技術支援（リエゾン、TEC-FORCE）を要請する。

（３）災害派遣要請

① 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の要請は知事が行う。市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

② 他府県への応援要請

法第74条の規定に基づき、災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるときや、県内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるときには、他府県の知事に対し応援を求める。

③ 紀伊半島知事会議による応援要請

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、大災害とまでは至らないが、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対

策活動が実施できる場合には、奈良県知事は和歌山県知事及び三重県知事に対し協力を要請する。

第3 災害復旧工事の実施

1 被害額の算定

関係機関は、公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、国が復旧費用の一部を負担するものについては査定実施が速やかに行えるように努める。災害事業担当課は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、国に報告する。被害調査に基づき、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

2 復旧計画の策定

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、災害発生後の県民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

3 地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、必要に応じて関係市町村と協議を行い、地元大字や地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

4 予算・人員の確保

県において災害復旧工事を迅速かつ確実に実施するためには、応急対策のための緊急動員体制とは別に、担当組織の強化、部署定数の増強等、組織改編を伴う全庁的な支援体制が必要である。また、財政的にも補正予算の編成や県債の発行などの負担が必要であり、直接の担当部局だけでなく、場合によっては県全体として新規施策の見直しや延期等の検討が必要となる。

5 進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、市町村等の他機関が行う復旧工事も含めた広域的な施工手順の調整を行うとともに、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

6 復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるだけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。

また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

7 災害復興

県は、大規模な災害の発生により、地域の経済活動に甚大な障害が生じた結果、総合的な地域復興を推進する必要がある時には、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等の関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。公共施設管理者は地域復興のための社会基盤再建に努力する。

第4 林道

1 応急措置

県及び林道を管理する市町村、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

林道を管理する市町村・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

県は、速やかに応急復旧工事ができるよう指導協力する。

第5 農道

1 応急措置

市町村及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

市町村及び農道管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

2 応急復旧

県は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で二次災害の恐れのあるものについて、市町村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。

第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画

(防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、
ライフライン関係機関)

ライフライン施設管理者は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。また、県及びライフライン事業者等の代表者が一堂に会する連絡会議を開催し、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行う。

第1 水道

水道事業者等は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶した水道施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急給水を行う。

1 応急措置

水道事業者等は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

2 応急復旧

- (1) 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
- (2) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。
- (4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市町村の防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
- (5) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (6) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

第2 下水道

下水道施設の設置（管理）者は、異常気象に伴い流入汚水量が増大しポンプの揚水能力を超えポンプ棟内の水位が高くなり電気、機械施設が冠水の恐れがある場合は、流入ゲート进行操作し流入汚水量の抑制を行い管内貯留効果を利用しポンプ棟施設機器等の浸水を防ぐ。

また、大和川上流流域の処理場においては、遊水池（貯留）効果を兼ねる施設であることから内水排水操作規則に基づきポンプ排水を行い処理場施設の保全はもとより、有効かつ円滑に周辺住民家屋への効果的な湛水水位低下を図る。

停電等の影響があり自家発電設備の稼働が必要になった場合は燃料が不足する事態を想定して早急に燃料を調達する。

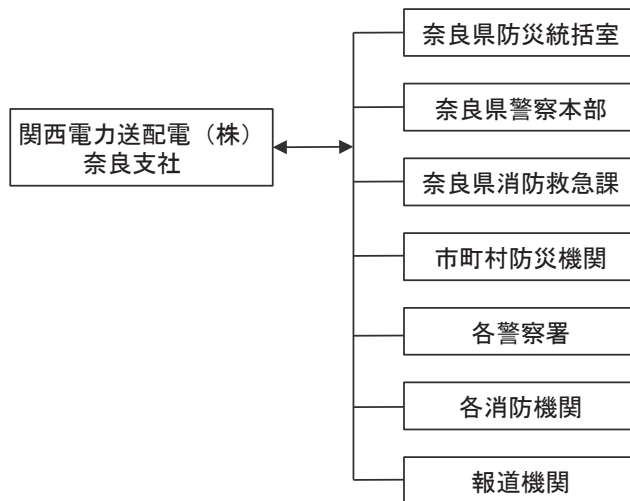
第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

（1）通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。



（2）通報・連絡の方法

通報・連絡は、「第2章第15節 ライフライン施設の災害予防計画」第3電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

2 災害時における情報の収集、連絡

（1）情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

① 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(エ)その他災害に関する情報（交通状況等）

② 当社被害情報

(ア)電力施設等の被害状況および復旧状況

(イ)停電による主な影響状況

(ウ)復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

(エ)従業員等の被災状況

(オ)その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

① 無断昇柱、無断工事をしないこと。

② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。

③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。

⑤ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

⑥ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのしないことや器具の安全を確認すること。

⑦ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策組織要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク

株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧資機材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

8 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

- ① 水力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ② 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ③ 変電設備
機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ④ 配電設備
非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
- ⑤ 通信設備
共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9 ダムの管理

(1) 管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

(2) 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

(3) 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

(4) ダム放流

ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。
なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

(5) 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

10 復旧計画

(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ① 復旧応援要員の必要の有無
- ② 復旧応援要員の配置状況
- ③ 復旧用資機材の調達
- ④ 復旧作業の日程
- ⑤ 仮復旧の完了見込み
- ⑥ 宿泊施設、食糧等の手配
- ⑦ その他必要な対策

11 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

第4 電信電話施設

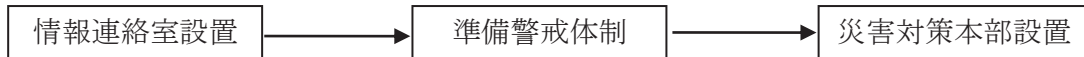
1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

(1) 発生直後の対応

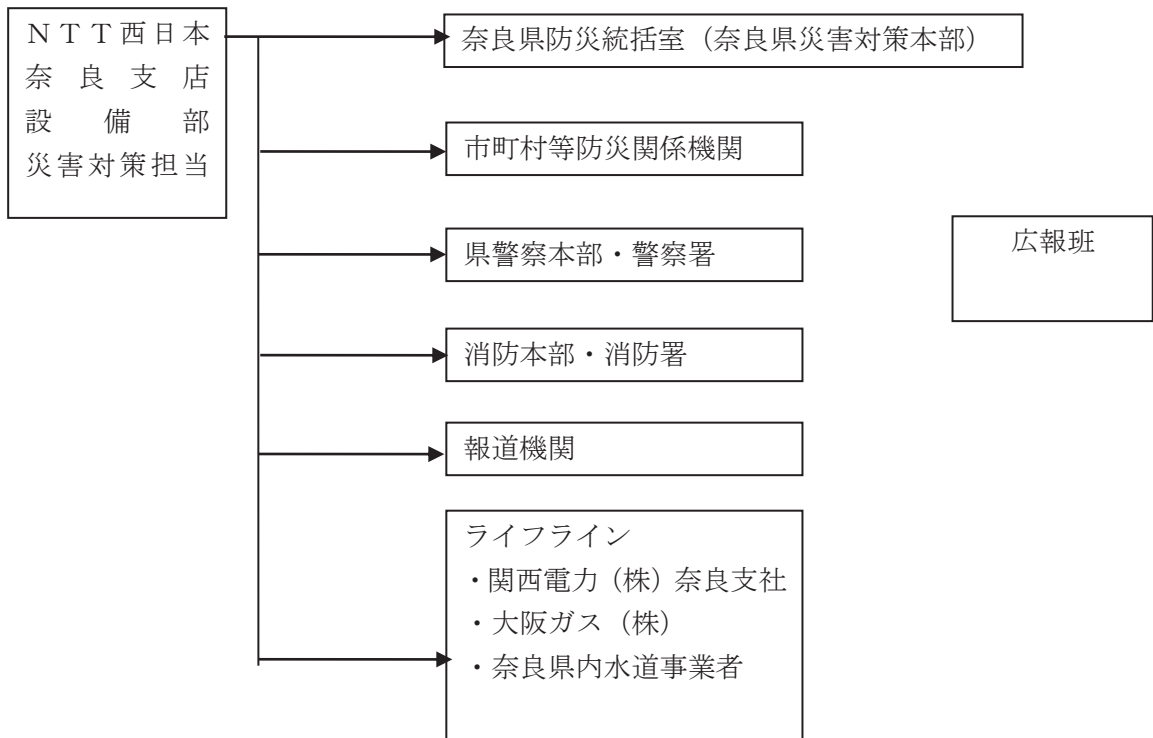
① 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。



② 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部または防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。



③ 情報の収集、報告

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(エ)被災設備、回線等の復旧状況

(オ)復旧要員の稼働状況

(カ)その他必要な情報

④ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

(ア)災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。

(イ)復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。

(ウ)被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

⑤ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

① 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。

② 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

③ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

④ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。

⑤ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順 位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気 象 機 関 ○ 水 防 機 関 ○ 消 防 機 関 ○ 災 害 救 助 機 関 ○ 警 察 機 関 ○ 防 衛 機 関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業または通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

（４）通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

（５）通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

（６）災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

（７）災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

2 株式会社ドコモＣＳ関西（携帯電話）

株式会社ドコモＣＳ関西は、ＮＴＴグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。

（１）社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

(3) 通信の非常そ通措置

① 重要通信のそ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

(イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

(エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

② 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

③ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(5) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

3 KDD I 株式会社（携帯電話）

KDD I 株式会社は、KDD I 防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生

に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

- ① 災害が発生しは発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

- ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

(6) 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社（以下、S B）は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

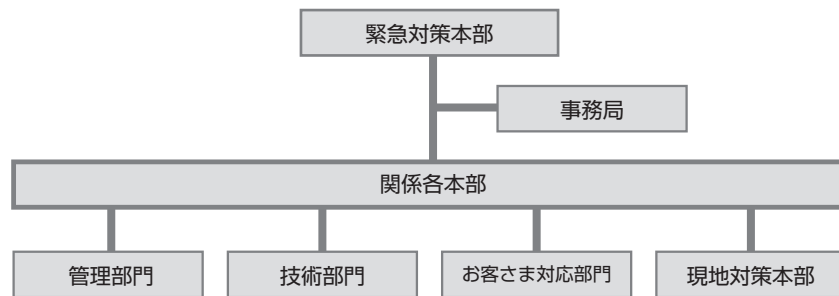
- ① 発災情報の通知
- ② 被災情報の相互連絡
- ③ 貸出用携帯電話等の配備
- ④ 位置情報通知システム
- ⑤ WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知
- ⑥ WEB サイト上での災害関連地域情報の公開

(2) 通信サービス確保の対策

① 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、S Bが被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

緊急対策本部 体制図



② 通信の確保・維持

(3) 通信エリアの復旧と確保

S Bでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

- ① 停電基地局の発電機設備による電源確保
- ② 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置
 - (ア)移動無線基地局車
 - (イ)可搬型衛星基地局
- ③ 新規伝送路確保による既存基地局復旧
- ④ 基地局の建て直し
- ⑤ 燃料調達
- ⑥ 移動電源車
- ⑦ 周辺基地局によるエリア救済
- ⑧ 代替基地局設備の導入

(4) 災害時通信サービス

- ① 緊急速報メール
- ② 災害用伝言板サービス
- ③ 災害用音声お届けサービス
- ④ WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

第5 都市ガス（ガス事業者）

各ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

1 大阪ガス株式会社

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに緊急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

- ① 気象予報等の収集、伝達
気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。

② 通信連絡

(ア)災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の確保を図る。

(イ)事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ)対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

③ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

① 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

② 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報の実施

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(5) 応急復旧対策

① 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

2 大和ガス株式会社

(1) 方針

災害発生時には、「対策実施要領」に基づき地域防災機関と密接に連携して応急対策を実施する。

(2) 情報の収集、伝達及び報告

① ガス設備（整圧器、中圧導管、主要低圧導管等）の被害状況

② 道路、橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等

③ 出勤途上で二次災害のおそれがあるガス設備の支障を発見した場合は、速やかに対策本部へ連絡するとともに、住民避難、警察、消防への連絡等の対応を適に行う。

- ④ 対策本部を設ける。本社には、停電対策として非常電源装置の運転及び無線連絡の確保を図る。

(3) 応急対策要員の確保

- ① 気象予報（暴風、水害）に注意して「対策実施要領」に準じて（A，B，C，号の発令）平常時でも要員の確保を図る。
- ② 大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき救援要請を行う。

また、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(4) 災害広報の実施

ガスの漏洩、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

(5) 危険防止対策の実施

- ① 災害に備えて（地震、暴風、水害等）整圧器基地、供給所、橋梁管、中・低圧路線のブロックバルブ、集合住宅の緊急遮断弁（ESV）等の巡回、点検、整備を行う。
- ② 他工事現場の立会い、見廻りと立会協議事項の順守に重点をおく。
- ③ ガス路線（中・低圧）の漏洩調査を継続的に実施する。

(6) 応急復旧対策の実施

- ① 情報収集から復旧計画書（予め作成）により重要路線及び災害甚大地域から行う。
- ② 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえでガスの供給を再開する。
（被害が比較的軽微な地区）

3 桜井ガス株式会社

(1) 計画方針

災害発生時には、ガス漏れによる二次災害を防止するために、応急対策を実施する。

(2) 情報の収集、伝達及び報告

- ① 気象予報等の収集、伝達
本部室で収集した気象予警報は所定の伝達経路により伝達する。
- ② 災害発生時の関係先との伝達方法
災害発生時、当社が収集した情報については、関係機関へ緊急連絡する。
- ③ 被害状況等の収集
供給施設及び供給区域内でのお客様施設の受けた被害状況、応急対策実施状況、その他各種の情報を本部で収集する。

(3) 応急対策要員の確保

災害発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常招集を行い、要員を確保する。

大規模な災害で自社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力を一般社団法人日本ガス協会に対し依頼する。

(4) 災害広報の実施

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(5) 危険防止対策

風水害対策の実施、災害により事故発生の場合は関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

(6) 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスを供給再開する。

4 五条ガス株式会社

(1) 情報の収集伝達及び報告

① 気象予報の収集、伝達及び報告

気象予報を報道機関等から収集し、無線により関連部署に伝達する。

② 通信連絡

(ア)災害発生時に、通信手段を確保するため無線通信設備の充実を図る。

(イ)供給区域内の諸状況を把握するため、工作車等に移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ウ)本社には、停電対策として非常電源装置を設置する。

③ 被害状況の収集、報告

(2) 応急対策要員の確保

① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、非常招集に基づく動員を行う。

② 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社に災害対策本部を設置し、社員は自動出動する。

③ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 顧客及び一般市民に対する災害広報の実施

(4) 危害防止対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

① 供給施設の災害復旧対策については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給する。

② 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案

して、供給上復旧効果の高いものから行う。

5 株式会社大武

(1) 計画方針

災害発生時にはガス漏洩による二次災害の防止等、ガス施設の応急対策を実施する。

(2) 情報の収集、伝達及び報告

① 気象予報、警報等の収集、伝達

対策本部で気象予報、警報の情報を収集し無線連絡等により伝達する。

② 通信連絡

災害発生時の各部署間の通信手段は無線通信網等を使用する。

③ 被害状況の収集、報告

供給施設及び顧客施設の被害状況の情報を収集し、関係各機関へ緊急連絡を行う。

(3) 応急対策要員の確保

① 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に待機及び非常招集を行い、要員を確保する。

② 大規模な災害により当社単独で対応することが困難な場合には「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し救援を依頼する。

(4) 災害広報の実施

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(5) 危険防止対策

災害発生時には関係各機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

(6) 応急復旧対策

供給施設及び顧客施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上でガスの供給を再開する。

第6 関係機関の情報共有等

県は、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催する。また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、国や市町村、ライフライン事業者等と開催する会議における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。